

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後	修正前
第1章 総 則 この水防計画は、水防法（昭和24(1949)年法律第193号）第4条の規定に基づき、福島県知事から指定水防団体に指定された須賀川市が、同法第1条に規定する、洪水、雨水出水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として、同法第33条第1項の規定に基づき、福島県の水防計画に応じて定めるものである。 なお、この計画は、須賀川市地域防災計画一般災害対策計画第2章災害応急対策計画の部門別計画として、水防活動に関する事項について、水防法第33条第2項の規定により、市町村防災会議の審議を経て定めるものである。 第2章 水 防 組 織	第1章 総 則 第1節 目 的 この水防計画は、水防法（昭和24(1949)年法律第193号）第4条の規定に基づき、福島県知事から指定水防団体に指定された須賀川市が、同法第33条第1項の規定に基づき、須賀川市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。 第2章 水 防 組 織

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後	修正前
第1節 水 防 本 部 (略) 1 設置基準 以下の(1)から(5)に示す事態が生じたときに設置する。 (1) 以下に示す気象業務法の定めに基づく警報又は注意報が発表され、 甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあると き。 (略) 第2節 本 部 組 織 1 本部組織編制	第1節 水 防 本 部 (略) 1 設置基準 以下の(1)から(5)に示す事態が生じたときに設置する。 (1) 以下に示す気象業務法の定めに基づく警報又は注意報が発表され _____たと き。 (略) 第2節 本 部 組 織 1 本部組織編制

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後				修正前			
須賀川市水防本部組織編成表				須賀川市水防本部組織編成表			
部名 (部長)	班名	(班長)		部名 (部長)	班名	(班長)	
災害対策本部 本部長 市長 副本部長 副市長 教育長 本部員 企画政策部長 総務部長 財務部長 市民協働推進部長 文化交流部長 市民福祉部長 経済環境部長 建設部長 上下水道部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長 須賀川地方広域消防組合消防長 須賀川警察署長 須賀川市消防団長	企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班	(企画政策課長)	企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班	(企画政策課長)	
		秘書広報課班	(秘書広報課長)		秘書広報課班	(秘書広報課長)	
		情報政策課班	(情報政策課長)				
	総務部 (総務部長)	行政管理課班	(行政管理課長)	総務部 (総務部長)	行政管理課班	(行政管理課長)	
		人事課班	(人事課長)		人事課班	(人事課長)	
		市民安全課班	(市民安全課長)		市民安全課班	(市民安全課長)	
	財務部 (財務部長)	財政課班	(財政課長)	財務部 (財務部長)	財政課班	(財政課長)	
		税務課班	(税務課長)		税務課班	(税務課長)	
		収納課班	(収納課長)		収納課班	(収納課長)	
	市民協働推進部 (市民協働推進部長)	市民協働推進課班	(市民協働推進課長)				
		市民協働推進課 関係各施設班	(各施設の長)				
		生涯学習スポーツ課班	(生涯学習スポーツ課長)				
		生涯学習スポーツ課 関係各施設班	(各施設の長)				
		中央図書館班	(中央図書館長)				
	文化交流部 (文化交流部長)	中央図書館班	(中央図書館長)	文化交流部 (文化交流部長)	中央図書館班	(中央図書館長)	
長沼図書館班		(長沼図書館長)	長沼図書館班		(長沼図書館長)		
岩瀬図書館班		(岩瀬図書館長)	岩瀬図書館班		(岩瀬図書館長)		
文化振興課 関係各施設班	文化振興課班	(文化振興課長)	文化振興課 関係各施設班	文化振興課班	(文化振興課長)		
	文化振興課	(各施設の長)		文化振興課	(各施設の長)		
	観光交流課班	(観光交流課長)		観光交流課班	(観光交流課長)		
	観光交流課	(各施設の長)		観光交流課	(各施設の長)		
市民福祉部 (市民福祉部長)	社会福祉課班	(社会福祉課長)	市民福祉部 (市民福祉部長)	社会福祉課班	(社会福祉課長)		
	社会福祉課 関係各施設班	(各施設の長)		社会福祉課 関係各施設班	(各施設の長)		
	長寿福祉課班	(長寿福祉課長)		長寿福祉課班	(長寿福祉課長)		
	長寿福祉課 関係各施設班	(各施設の長)		長寿福祉課 関係各施設班	(各施設の長)		
	保険年金課班	(保険年金課長)		保険年金課班	(保険年金課長)		
	健康づくり課班	(健康づくり課長)		健康づくり課班	(健康づくり課長)		
	市民課班	(市民課長)		市民課班	(市民課長)		
	長沼市民サービスセンター班	(長沼市民サービスセンター所長)		長沼市民サービスセンター班	(長沼市民サービスセンター所長)		
	岩瀬市民サービスセンター班	(岩瀬市民サービスセンター所長)		岩瀬市民サービスセンター班	(岩瀬市民サービスセンター所長)		
経済環境部 (経済環境部長)	農政課班	(農政課長)	経済環境部 (経済環境部長)	農政課班	(農政課長)		
	商工課班	(商工課長)		商工課班	(商工課長)		
	環境課班	(環境課長)		環境課班	(環境課長)		
建設部 (建設部長)	道路河川課班	(道路河川課長)	建設部 (建設部長)	道路河川課班	(道路河川課長)		
	建築住宅課班	(建築住宅課長)		建築住宅課班	(建築住宅課長)		
	都市計画課班	(都市計画課長)		都市計画課班	(都市計画課長)		
上下水道部 (上下水道部長)	経営課班	(経営課長)	上下水道部 (上下水道部長)	経営課班	(経営課長)		
	水道施設課班	(水道施設課長)		水道施設課班	(水道施設課長)		
	下水道施設課班	(下水道施設課長)		下水道施設課班	(下水道施設課長)		
会計部 (会計管理者)	会計課班	(会計課長)	会計部 (会計管理者)	会計課班	(会計課長)		
教育部 (教育部長)	教育総務課班	(教育総務課長)	教育部 (教育部長)	教育総務課班	(教育総務課長)		
	学校教育課班	(学校教育課長)		学校教育課班	(学校教育課長)		
	各小中学校班	(各小学校長)		各小中学校班	(各小学校長)		
	岩瀬学校給食センター班	(__所長)		岩瀬学校給食センター班	(各所長)		
	こども課班	(こども課長)		こども課班	(こども課長)		
	こども課 関係各施設班	(各施設の長)		こども課 関係各施設班	(各施設の長)		
議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局の職員については、必要に応じ本部長が要請するものとする。				議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局の職員については、必要に応じ本部長が要請するものとする。			
現地災害対策本部 現地災害対策本部長、同副本部長、同本部員その他職員には、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。				(略)			

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後			修正前		
2 任務分担表			2 任務分担表		
部名 (部長)	班名 (班長)	分掌事務	部名 (部長)	班名 (班長)	分掌事務
企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班 (企画政策課長)	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送及びホームページ等による広報活動に関する事 2 広報車による広報活動の支援に関する事 3 部内の各班との連絡調整に関する事 4 部内の他班の所掌に属さない事項 5 特命による重要事項の調整に関する事 6 その他応急対策に関する事	企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班 (企画政策課長)	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送及びホームページ等による広報活動に関する事 2 広報車による広報活動の支援に関する事 3 部内の各班との連絡調整に関する事 4 部内の他班の所掌に属さない事項 5 特命による重要事項の調整に関する事 6 その他応急対策に関する事
	秘書広報課班 (秘書広報課長)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害写真の撮影、収集、記録等に関する事 3 その他応急対策に関する事		秘書広報課班 (秘書広報課長)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害写真の撮影、収集、記録等に関する事 3 その他応急対策に関する事
	情報政策課班 (情報政策課長)	1 通信環境の確保に関する事 2 その他応急対策に関する事			
総務部 (総務部長)	行政管理課班 (行政管理課長)	1 市議会との連絡及び市議会提出資料に関する事 2 市庁舎の電源及び電話回線の確保に関する事 3 市庁舎の被害の調査及び応急復旧に関する事 4 庁用自動車の配車に関する事 5 広報車による広報活動の調整に関する事	総務部 (総務部長)	行政管理課班 (行政管理課長)	1 市議会との連絡及び市議会提出資料に関する事 2 市庁舎の電源及び電話回線の確保に関する事 3 市庁舎の被害の調査及び応急復旧に関する事 4 庁用自動車の配車に関する事 5 広報車による広報活動の調整に関する事

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後				修正前			
		と。 6 部内の各班との連絡調整に関する事 7 部内の他班の所掌に属さない事項。 8 その他応急対策に関する事。				と。 6 部内の各班との連絡調整に関する事。 7 部内の他班の所掌に属さない事項。 8 その他応急対策に関する事。	
	人事課班 (人事課長)	1 災害時における職員の動員及び調整に関する事。 2 職員の非常招集に関する事。 3 他の自治体等との間の職員派遣に関する事。 4 その他応急対策に関する事。			人事課班 (人事課長)	1 災害時における職員の動員及び調整に関する事。 2 職員の非常招集に関する事。 3 他の自治体等との間の職員派遣に関する事。 4 その他応急対策に関する事。	
	市民安全課班 (市民安全課長)	1 防災会議に関する事。 2 本部長の命令の伝達に関する事。 3 本部の庶務に関する事。 4 気象情報の受信及び通報に関する事。 5 災害救助法（昭和22(1947)年法律第118号）の適用及び実施に関する事。 6 公用令書の発行及びこれに伴う補償に関する事。 7 自衛隊の派遣要請に関する事。 8 警察署との連絡に関する事。 9 須賀川地方広域消防組合との連絡に関する事。 10 り災証明書の発行に関する事（災害対策本部を設置し、全庁体制となる災害を除く。）。 11 災害の情報の収集に関する事。 12 被害状況の結果整理及び報告に関する事。			市民安全課班 (市民安全課長)	1 防災会議に関する事。 2 本部長の命令の伝達に関する事。 3 本部の庶務に関する事。 4 気象情報の受信及び通報に関する事。 5 災害救助法（昭和22(1947)年法律第118号）の適用及び実施に関する事。 6 公用令書の発行及びこれに伴う補償に関する事。 7 自衛隊の派遣要請に関する事。 8 警察署との連絡に関する事。 9 須賀川地方広域消防組合との連絡に関する事。 10 り災証明書の発行に関する事（ <u>生活再建支援法適用となる災害を除く</u> ）。 11 災害の情報の収集に関する事。 12 被害状況の結果整理及び報告に関する事。	

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後				修正前			
		と。 13 危機管理における庁内調整に関すること。				と。 13 危機管理における庁内調整に関すること。	
財務部 (財務部長)	財政課班 (財政課長)	1 災害応急対策費の予算措置に関すること。 2 部内の各班との連絡調整に関すること。 3 部内の他班の所掌に属さない事項。 4 その他応急対策に関すること。		財務部 (財務部長)	財政課班 (財政課長)	1 災害応急対策費の予算措置に関すること。 2 部内の各班との連絡調整に関すること。 3 部内の他班の所掌に属さない事項。 4 その他応急対策に関すること。	
	税務課班 (税務課長)	1 被災住宅の調査に関すること。 2 り災証明書の発行に関すること (災害対策本部を設置し、全庁体制となる災害に限る。)			税務課班 (税務課長)	1 被災住宅の調査に関すること。 2 り災証明書の発行に関すること (生活再建支援法適用となる災害に限る)。	
	収納課班 (収納課長)	3 被災証明書の発行に関すること。 4 その他応急対策に関すること。			収納課班 (収納課長)	3 被災証明書の発行に関すること。 4 その他応急対策に関すること。	
市民協働推進部 (市民協働推進部長)	市民協働推進課班 (市民協働推進課長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 各コミュニティセンター管内の災害情報収集に関すること。 4 部内の各班との連絡調整に関すること。 5 部内の他班の所掌に属さない事項。 6 その他応急対策に関すること。					
	市民協働推進課 関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 4 各コミュニティセンターにあっては、管内					

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後			修正前		
		の災害情報の収集及び報告に関すること。 5 その他応急対策に関すること。			
生涯学習スポーツ課班 (生涯学習スポーツ課長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。				
生涯学習スポーツ課関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 4 その他応急対策に関すること。				
中央図書館班 (中央図書館長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。				
長沼、岩瀬図書館班 (長沼図書館長、岩瀬図書館長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。				
文化交流部 (文化交流部長)			文化交流部 (文化交流部長)	生涯学習スポーツ課班 (生涯学習スポーツ課長)	1 社会教育施設、体育施設等の被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 各公民館管内の災害情報収集に関すること。

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後			修正前		
				一ツ課長)	3 部内の各班との連絡調整に関する事。 4 部内の他班の所掌に属さない事項。 5 その他応急対策に関する事。
				生涯学習スポーツ課関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関する事。 4 各公民館にあっては、管内の災害情報の収集及び報告に関する事。 5 その他応急対策に関する事。
文化振興課班 (文化振興課長)	1 文化財等の被害の調査に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 その他応急対策に関する事。			文化振興課班 (文化振興課長)	1 文化財等の被害の調査に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 その他応急対策に関する事。
文化振興課関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 その他応急対策に関する事。			文化振興課関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 その他応急対策に関する事。
観光交流課班 (観光交流課長)	1 救援物資の受付及び配布に関する事。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 4 その他応急対策に関する事。			観光交流課班 (観光交流課長)	1 救援物資の受付及び配布に関する事。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 4 その他応急対策に関する事。

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後			修正前		
	観光交流課関係 施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する こと。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関す ること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の 協力に関すること。 4 その他応急対策に関すること。		観光交流課関係 施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する こと。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関す ること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の 協力に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
				市民交流セ ンター (市民交流 センター 長)	総務課班 (総務課長) 1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する こと。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関す ること。 3 センター内の各班との連絡調整に関するこ と。 4 センター内の他班の所掌に属さない事項。 5 その他応急対策に関すること。
				企画課班 (企画課長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する こと。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関す ること。 3 その他応急対策に関すること。
				中央図書館班 (中央図書館 長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する こと。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関す ること。 3 その他応急対策に関すること。
				長沼、岩瀬図書 館班	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する こと。

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後			修正前		
		3 その他応急対策に関すること。		(長沼図書館長、岩瀬図書館長)	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
市民福祉部 (市民福祉部長)	社会福祉課班 (社会福祉課長)	1 り災に対する支援対策に関すること。 2 り災義援金品の受付及び配付に関すること。 3 避難所開設及び運営に関すること。 4 り災地における生活保護世帯及び心身障がい者(児)世帯の支援対策に関すること。 5 災害ボランティアに関すること。 6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 7 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。	市民福祉部 (市民福祉部長)	社会福祉課班 (社会福祉課長)	1 り災に対する支援対策に関すること。 2 り災義援金品の受付及び配付に関すること。 3 避難所開設及び運営に関すること。 4 り災地における生活保護世帯及び心身障がい者(児)世帯の支援対策に関すること。 5 災害ボランティアに関すること。 6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 7 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。
	長寿福祉課班 (長寿福祉課長)	1 り災地における高齢者世帯の支援対策に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 3 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 4 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 5 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 6 その他応急対策に関すること。		長寿福祉課班 (長寿福祉課長)	1 り災地における高齢者世帯の支援対策に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 3 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 4 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 5 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 6 その他応急対策に関すること。

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後			修正前		
	保険年金課班 (保険年金課長)	1 避難所開設及び運営に関すること。 2 その他応急対策に関すること。		保険年金課班 (保険年金課長)	1 避難所開設及び運営に関すること。 2 その他応急対策に関すること。
	健康づくり課班 (健康づくり課長)	1 医薬品その他の衛生資材の確保及び配分に関すること。 2 医療機関の被害の調査及びその対策に関すること。 3 被害地における感染症の予防に関すること。 4 災害時における応急医療及び助産に関すること。 5 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 6 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 7 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 8 その他応急対策に関すること。		健康づくり課班 (健康づくり課長)	1 医薬品その他の衛生資材の確保及び配分に関すること。 2 医療機関の被害の調査及びその対策に関すること。 3 被害地における感染症の予防に関すること。 4 災害時における応急医療及び助産に関すること。 5 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 6 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 7 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 8 その他応急対策に関すること。
	市民課班 (市民課長)	1 梓衝市民サービスセンター管内の災害情報収集に関すること。 2 本部と梓衝市民サービスセンターとの連絡に関すること。 3 その他応急対策に関すること。		市民課班 (市民課長)	1 梓衝市民サービスセンター管内の災害情報収集に関すること。 2 本部と梓衝市民サービスセンターとの連絡に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
	長沼、岩瀬市民サービスセンター班 (長沼市民サー	1 管内の災害情報の収集及び報告 に関すること。 2 所管施設の電源及び電話回線の確保に関すること。		長沼、岩瀬市民サービスセンター班 (長沼市民サー	1 管内における緊急又は応急的対応 に関すること。 2 所管施設の電源及び電話回線の確保に関すること。

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後			修正前		
	ビスセンター所長、岩瀬市民サービスセンター（所長） 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 5 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 6 その他応急対策に関すること。			ビスセンター所長、岩瀬市民サービスセンター（所長） 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 庁用自動車の配車に関すること。 5 管内の災害情報収集及び報告に関すること。 6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 7 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 8 その他応急対策に関すること。	
				梓衝市民サービスセンター班（梓衝市民サービスセンター所長） 1 管内の災害情報の収集及び報告に関すること。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他応急対策に関すること。	
経済環境部（経済環境部長）	農政課班（農政課長） 1 農林業の災害状況調査及び応急対策に関すること。 2 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関すること。 3 農業気象に関すること。 4 農産物の技術対策に関すること。 5 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 6 林業用施設等_____の被害の調査及び応急復旧に関すること。 7 農業用施設等の被害の調査及び応急復旧に		経済環境部（経済環境部長）	農政課班（農政課長） 1 農林業の災害状況調査及び応急対策に関すること。 2 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関すること。 3 農業気象に関すること。 4 農産物の技術対策に関すること。 5 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 6 農道、林道、溜池、用排水路、堤等の被害の調査及び応急復旧に関すること。 7 農業用施設_の被害の調査及び応急復旧に	

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後				修正前			
		関すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。				関すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。	
	商工課班 (商工課長)	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料、寝具、ローソクその他生活必需品の調達に関すること。 2 商工業関係の被害の調査及びその対策に関すること。 3 被災者の就業に関すること。 4 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 5 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 6 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 7 その他応急対策に関すること。			商工課班 (商工課長)	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料、寝具、ローソクその他生活必需品の調達に関すること。 2 商工業関係の被害の調査及びその対策に関すること。 3 被災者の就業に関すること。 4 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 5 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 6 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 7 その他応急対策に関すること。	
	環境課班 (環境課長)	1 環境衛生に関すること。 2 原子力災害（放射性物質）の状況調査及びその対策に関すること。 3 その他応急対策に関すること。			環境課班 (環境課長)	1 環境衛生に関すること。 2 原子力災害（放射性物質）の状況調査及びその対策に関すること。 3 その他応急対策に関すること。	
建設部 (建設部長)	道路河川課班 (道路河川課長)	1 道路、橋梁及び河川の被害の調査並びに応急復旧に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び交通路線の決定に関すること。 3 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関すること。		建設部 (建設部長)	道路河川課班 (道路河川課長)	1 道路、橋梁及び河川の被害の調査並びに応急復旧に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び交通路線の決定に関すること。 3 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関すること。	

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後				修正前			
		4 水防活動（水防資材の調達を含む。）に関する こと。 5 部内の各班との連絡調整に関する こと。 6 部内の他班の所掌に属さない事項。 7 その他応急対策に関する こと。				4 水防活動（水防資材の調達を含む。）に関する こと。 5 部内の各班との連絡調整に関する こと。 6 部内の他班の所掌に属さない事項。 7 その他応急対策に関する こと。	
	建築住宅課班 （建築住宅課 長）	1 市営住宅の被害の調査及び応急復旧に関する こと。 2 応急仮設住宅の供与（建設型・借上型）に 関すること。 3 公営住宅の空き住戸への一時受入れに関する こと。 4 建築物の応急危険度判定に関する こと。 5 住宅における障害物の除去に関する こと。 6 住宅の応急修理に関する こと。 7 その他応急対策に関する こと。			建築住宅課班 （建築住宅課 長）	1 市営住宅の被害の調査及び応急復旧に関する こと。 _____ _____ _____ _____ _____ _____	
	都市計画課班 （都市計画課 長）	1 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関する こと。 2 都市施設の被害の調査及び応急復旧に関する こと。 3 区画整理事業区域内の被害の調査及び応急 復旧に関する こと。 4 その他応急対策に関する こと。			都市計画課班 （都市計画課 長）	1 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関する こと。 2 都市施設の被害の調査及び応急復旧に関する こと。 3 区画整理事業区域内の被害の調査及び応急 復旧に関する こと。 4 その他応急対策に関する こと。	
会計部 （会計管理 者）	会計課班 （会計課長）	1 災害応急対策に要する経費の出納に関する こと。 2 災害救助寄附金の出納に関する こと。 3 その他応急対策に関する こと。		会計部 （会計管理 者）	会計課班 （会計課長）	1 災害応急対策に要する経費の出納に関する こと。 2 災害救助寄附金の出納に関する こと。 3 その他応急対策に関する こと。	
上下水道部	経営課班	1 飲料水、医療用水等の供給に関する こと。		上下水道部	経営課班	1 飲料水、医療用水等の供給に関する こと。	

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後				修正前			
(上下水道 部長)	(経営課長)	2 部内の各班との連絡調整に関する事 3 部内の他班の所掌に属さない事項。 4 その他応急対策に関する事。		(上下水道 部長)	(経営課長)	2 部内の各班との連絡調整に関する事。 3 部内の他班の所掌に属さない事項。 4 その他応急対策に関する事。	
	水道施設課班 (水道施設課 長)	1 配水施設及び附属施設の被害の調査並びに 応急復旧に関する事。 2 取水、導水、浄水、送水及び配水池の被害 の調査並びに応急復旧に関する事。 3 その他応急復旧に関する事。			水道施設課班 (水道施設課 長)	1 配水施設及び附属施設の被害の調査並びに 応急復旧に関する事。 2 取水、導水、浄水、送水及び配水池の被害 の調査並びに応急復旧に関する事。 3 その他応急復旧に関する事。	
	下水道施設課班 (下水道施設課 長)	1 下水道施設 の 被害の調査及び応急復旧に関 すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関す ること。 3 その他応急復旧に関する事。			下水道施設課班 (下水道施設課 長)	1 下水道____の被害の調査及び応急復旧に関 すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関す ること。 3 その他応急復旧に関する事。	
教育部 (教育部 長)	教育総務課班 (教育総務課 長)	1 事務局内の職員の動員に関する事。 2 教育関係施設の緊急利用に関する事。 3 公立学校施設の被害の調査及び応急復旧に 関すること。 4 事務局内の各班との連絡調整に関するこ と。 5 事務局内の他班の所掌に属さない事項。 6 その他応急対策に関する事。		教育部 (教育部 長)	教育総務課班 (教育総務課 長)	1 事務局内の職員の動員に関する事。 2 教育関係施設の緊急利用に関する事。 3 公立学校施設の被害の調査及び応急復旧に 関すること。 4 事務局内の各班との連絡調整に関するこ と。 5 事務局内の他班の所掌に属さない事項。 6 その他応急対策に関する事。	
	学校教育課班 (学校教育課 長)	1 被害地の応急教育及び教職員の動員に関す ること。 2 り災した児童生徒の保健管理及び学校給食 に関する事。 3 り災した児童生徒に対する学用品の支給に 関すること。			学校教育課班 (学校教育課 長)	1 被害地の応急教育及び教職員の動員に関す ること。 2 り災した児童生徒の保健管理及び学校給食 に関する事。 3 り災した児童生徒に対する学用品の支給に 関すること。	

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後			修正前		
		4 その他応急対策に関すること。			4 その他応急対策に関すること。
各小中学校・義務教育学校班 (各学校長)	1 児童生徒の避難及び救護に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 5 その他応急対策に関すること。		各小中学校・義務教育学校班 (各学校長)	1 児童生徒の避難及び救護に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 5 その他応急対策に関すること。	
岩瀬学校給食センター班 (<u> </u> 所長)	1 り災した児童生徒の学校給食に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。		各 <u> </u> 学校給食センター班 (各 <u> </u> 所長)	1 り災した児童生徒の学校給食に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。	
こども課班 (こども課長)	1 り災地における児童及び母子世帯の救護対策に関すること。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他応急対策に関すること。		こども課班 (こども課長)	1 り災地における児童及び母子世帯の救護対策に関すること。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他応急対策に関すること。	
こども課関係各施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。		こども課関係各施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。	

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後

第3章 重要水防箇所

1 重要水防箇所

阿武隈川(国直轄管理)

図面番号 評定種別	距離標	地区名	左右 岸別	堤防 (m)	工作物 (箇所)	対策水防 工法名	管 轄 分団名
58 下江持橋	97.0K+10	森宿	左岸		1		第4分団 第6分団
59 越水(溢水)	97.2K 98.2K	堤浜	"	822 822		積土のう	第2分団
60 堤体漏水	97.4K+170 99.4K+110	"	"	1,940 200		シート張	第2分団 第3分団
61 江持橋	98.0K+150	"	"		1		第2分団 第3分団
62 越水(溢水)	98.6K 98.8K	"	"	208 208		積土のう	第3分団
63 越水(溢水)	98.8K 99.6K	浜尾	"	782 782		積土のう	第3分団
64 越水(溢水)	100.2K 100.4K	"	"	217 217		積土のう	第3分団
65 越水(溢水)	100.6K 101.2K	"	"	571 571		積土のう	第3分団
66 堤体漏水	100.8K+100 103.4K+110	"	"	2,610 510		シート張	第3分団
67 越水(溢水)	101.2K 101.4K	和田	"	139 139		積土のう	第3分団
68 越水(溢水)	101.4K 102.0K	"	"	725 725		積土のう	第3分団
69 雲水峯大橋	101.4K+10	"	"		1		第3分団 第8分団
70 越水(溢水)	102.2K 102.4K	"	"	216 216		積土のう	第3分団
71 越水(溢水)	102.6K 103.2K	"	"	514 514		積土のう	第3分団
72 基礎地盤漏水	102.2K+100 103.4K+110	"	"	610 0		月の輪工 会竣工	第3分団
73 越水(溢水)	103.2K 103.4K	"	"	210 210		積土のう	第3分団
74 小作田橋	103.2K+6	"	"		1		第3分団 第8分団
75 越水(溢水)	104.2K 108.0K	前田川	"	3,800 3,800			第3分団
76 男滝橋	106.4K+30	"	"		1		第3分団 第8分団
110 越水(溢水)	96.8K 96.8K	江持	右岸	1,108 1,108		積土のう	第6分団
111 越水(溢水)	97.2K 98.0K	"	"	762 762		積土のう	第6分団
112 基礎地盤漏水	98.2K+100 99.6K+100	"	"	1,400 100		月の輪工 会竣工	第6分団
113 越水(溢水)	98.4K 99.0K	"	"	362 362		積土のう	第6分団
114 堤体漏水	98.6K+100 99.6K+100	"	"	800 0		シート張	第6分団
115 越水(溢水)	99.0K 100.2K	浜尾	"	722 722		積土のう	第6分団
116 越水(溢水)	100.2K 100.6K	"	"	433 433		積土のう	第6分団
117 堤体漏水	101.4K+100 102.2K+130	雲水峯	"	830 630		シート張	第8分団
118 基礎地盤漏水	101.4K+100 102.2K+130	"	"	830 0		月の輪工 会竣工	第8分団
119 越水(溢水)	101.6K 101.8K	"	"	186 186		積土のう	第8分団
120 越水(溢水)	102.6K 103.0K	"	"	419 419		積土のう	第8分団
121 堤体漏水	102.6K+130 103.2K+75	"	"	545 0		シート張	第8分団
122 基礎地盤漏水	102.6K+130 103.8K+60	"	"	1,130 0		月の輪工 会竣工	第8分団
123 越水(溢水)	103.0K 103.2K	"	"	211 211		積土のう	第8分団
124 越水(溢水)	103.2K 103.8K	"	"	580 590		積土のう	第8分団
125 堤体漏水	103.5K+75 103.8K+60	市野間	"	185 0		シート張	第8分団
126 越水(溢水)	103.8K 107.8K	"	"	3,805 3,805		積土のう	第8分団

修正前

第3章 重要水防箇所

1 重要水防箇所

阿武隈川(直轄管理河川)

図面番号 評定種別	距離標	地区名	左右 岸別	堤防 (m)	対策水防 工法名	管 轄 分団名
75 堤防高	96.4K+80 97.2K+40	森宿	左岸	823 823	積土のう	第4分団
77 堤防断面	96.4K+80 97.2K	"	"	766 0		第4分団
78 下江持橋	97.0K+10	"	"			第4分団 第6分団
79 堤防高	97.2K+180 98.0K+160	"	"	702 702	積土のう	第2分団
80 江持橋	98.0K+150	"	"			第3分団
81 堤防高	98.4K+95 98.8K	"	"	320 320	積土のう	第3分団
82 堤防高	98.8K 99.8K	浜尾	左岸	818 818	積土のう	第3分団
83 堤防高	100.2K 100.4K	"	"	217 217	積土のう	第3分団
84 堤防高	100.6K+5 101.2K+5	"	"	572 276	積土のう	第3分団
85 溢水れ	100.8K+100 103.4K+100	"	"	2394 808	シート張	第3分団
86 堤防高	101.2K+5 102.2K	和田	左岸	883 883	積土のう	第3分団
87 堤防断面	101.2K+5 101.4K	"	"	338 0	シート張 懸付盛土	第3分団
88 雲水峰橋	102.2K 102.6K	"	"	418 0	積土のう	第3分団
89 堤防高	102.6K+5 103.4K	"	"	722 722	積土のう	第3分団
90 堤防高	103.4K+5 103.8K	"	"	555 555	月の輪工 会竣工	第3分団
91 越水(溢水)	103.8K+100 103.4K+100	"	"	655 0		第3分団
92 堤防断面	103.0K+5 103.4K	"	"	388 0	シート張 懸付盛土	第3分団
93 小作田橋	103.2K+6 103.4K	"	"	95 0	積土のう	第3分団
94 堤防高	103.4K+100 103.8K+100	前田川	左岸	3664 3664	積土のう	第3分団
95 堤防断面	104.2K+95 104.2K+120	"	"	3664 0		第3分団
96 堤防高	105.4K+30	"	"			第3分団 第8分団
97 乙子橋	106.6K+105	"	"			第3分団 第8分団
98 乙子太橋	106.8K+40	"	"			第3分団 第8分団
151 堤防高	96.6K+50 96.8K	江持	右岸	1074 1074	積土のう	第6分団
152 堤防断面	96.0K+5 96.4K	"	"	405 0	シート張 懸付盛土	第6分団
153 堤防高	97.0K+5 98.8K	"	"	1726 1726	積土のう	第6分団
154 湧水	98.2K+100 99.8K+105	"	"	1279 819	月の輪工 会竣工	第6分団
155 堤防高	98.8K 99.8K	"	"	535 19	積土のう	第6分団
156 溢水れ	98.8K+100 99.8K+105	"	"	721 0	シート張	第6分団
157 堤防高	100.2K 100.6K+90	浜尾	右岸	532 532	積土のう	第6分団
158 堤防高	101.4K+20 101.6K+20	雲水峰	右岸	6238 6238	積土のう	第8分団
159 溢水れ	101.4K+100 101.6K+20	"	"	116 0	シート張	第8分団
160 湧水	101.4K+100 101.6K+20	"	"	116 0		第8分団
161 堤防断面	101.6K+5 101.8K+5	"	"	200 0		第8分団
162 堤防断面	101.8K+5 102.2K	"	"	752 0		第8分団
163 溢水れ	101.8K+25 101.8K+80	"	"	54 0	シート張	第8分団

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後								修正前							
2 重要水防要注意区間 阿武隈川(国直轄管理)								2 重要水防要注意区間 阿武隈川(直轄管理河川)							
図面番号 評定種別	距離標	地区名	左右 岸別	新堤防 旧川跡(m)	対策水防 工法名	管 轄 分団名	備 考	国図面番号 認定種別	距離標	地区名	左右 岸別	堤防 (m)	対策水防 工法名	管 轄 分団名	備 考
19 旧河道	97.0K+20 97.0K+140	森宿	左岸	152 152		第2分団		24 旧河道	97.0K+20 97.0K+140	森宿	左岸	152 152		第4分団	
20 旧河道	97.6K+20 97.6K+100	堤浜	"	75 75		第2分団		25 旧河道	97.6K+20 97.6K+100	"	"	75 75		第2分団	
21 旧河道	97.8K+40 97.8K+80	"	"	35 35		第2分団		26 旧河道	97.8K+40 97.8K+80	"	"	35 35		第3分団	
22 旧河道	98.0K+160 98.2K+20	"	"	67 67		第3分団		27 旧河道	98.0K+160 98.2K+20	"	"	67 67		第3分団	
23 旧河道	98.4K+100 98.6K+130	"	"	242 242		第3分団		28 旧河道	98.4K+100 98.6K+130	"	"	242 242		第3分団	
24 旧河道	98.8K+130 99.0K+70	浜尾	"	140 140		第3分団		29 旧河道	98.8K+130 99.0K+70	浜尾	左岸	140 140		第3分団	
25 旧河道	99.6K+20 99.8K	"	"	33 33		第3分団		30 旧河道	99.6K+20 99.8K	浜尾	左岸	33 33		第3分団	
26 旧河道	100.2K 100.4K+50	"	"	250 250		第3分団		31 旧河道	100.2K 100.4K+50	"	"	250 250		第3分団	
27 旧河道	102.4K+70 102.6K+50	和田	"	178 178		第3分団		32 旧河道	102.4K+70 102.6K+50	和田	左岸	178 178		第3分団	
42 旧河道	97.0K+160 97.2K+150	江持	右岸	260 260		第6分団		43 旧河道	97.0K+160 97.2K+150	江持	右岸	260 260		第6分団	
43 旧河道	97.6K+80 97.8K+150	"	"	214 214		第6分団		44 旧河道	97.6K+80 97.8K+150	"	"	214 214		第6分団	
44 旧河道	99.0K+60 99.2K	浜尾	"	138 138		第6分団		45 旧河道	99.0K+60 99.2K	浜尾	右岸	138 138		第6分団	
45 旧河道	99.4K+20 99.4K+120	"	"	103 103		第6分団		46 旧河道	99.4K+20 99.4K+120	"	"	103 103		第6分団	
46 新堤防	103.4K+10 103.6K+75	市野関	"	275 275		第8分団									
积迦堂川(国直轄管理)								积迦堂川(直轄管区間)							
図面番号 評定種別	距離標	地区名	左右 岸別	新堤防 旧川跡(m)	対策水防 工法名	管 轄 分団名	備 考	国図面番号 認定種別	距離標	地区名	左右 岸別	堤防 (m)	対策水防 工法名	管 轄 分団名	備 考
47 旧河道	0.6K 0.6K+100	积迦堂川	右岸	105 105		第2分団		49 旧河道	0.6K 0.6K+100	积迦堂川	右岸	105 105		第3分団	
48 旧河道	0.6K+190 0.8K+40	积迦堂川	右岸	51 51		第2分団		50 旧河道	0.6K+190 0.8K+40	积迦堂川	右岸	51 51		第3分団	
※重要水防要注意区間								※重要水防要注意区間							
「破堤跡又は旧川跡」の箇所は、地質的に脆弱である場合が多いと考えられることから、その履歴を残すために所要の対策を施工した後も「要注意区間」としたものである。								「 <u> </u> 旧川跡」の箇所は、地質的に脆弱である場合が多いと考えられることから、その履歴を残すために所要の対策を施工した後も「要注意区間」としたものである。							
(「令和5(2023)年度 阿武隈川上流重要水防計画書」より抜粋)								(「令和2 <u> </u> 年度 阿武隈川上流重要水防計画書」より抜粋)							

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後

第4章 水 防 施 設

第1節 水防倉庫の資器材備蓄基準

(略)

2 水防倉庫の資器材備蓄基準

次の基準をもとに、危険区域の実態に即応した、必要な資器材等を備えておくものとする。

品 名 ・ 規 格			単位	数量	品 名 ・ 規 格			単位	数量
器 材	スコップ		丁	20	資 材	杭木(長0.6～1m、末口5～9cm)又は鉄筋杭(径16mm以上)		本	300
	掛矢		丁	5		土のう袋		袋	500
	おの		丁	5		ビニールシート		袋	60
	鋸		丁	5		縄(110～140m／巻)		巻	20
	鎌		丁	5		鉄線(＃10)		Kg	20
	ペンチ		丁	5		大型土のう袋(r1.0m×h1.1m)		袋	50

(備考)

修正前

第4章 水 防 施 設

第1節 水防倉庫の資器材備蓄基準

(略)

2 水防倉庫の資器材備蓄基準

次の基準をもとに、危険区域の実態に即応した、必要な資器材等を備えておくものとする。

品 名 ・ 規 格			単位	数量	品 名 ・ 規 格			単位	数量
器 材	スコップ		丁	20	資 材	杭木(長0.6～1m、末口5～9cm)又は鉄筋杭(径16mm以上)		本	300
	掛矢		〃	5		土のう袋		袋	500
	ペンチ		〃	5		ビニールシート		枚	60
	おの		〃	5		縄(110～140m／巻)		巻	20
	ノコギリ		〃	5		鉄線(＃10)		Kg	20
	鎌		〃	5		大型土のう袋(r1.0m×h1.1m)		袋	50

(備考)

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後

1

上記のほか、水防工法上必要な資器材を若干量備蓄しておくこと。

2

土のう等に使用する土砂は、水防用地から採取することとし、水防用地が無い、又は採取自体が困難な地区については、適当に土砂を備蓄すること。

また、水防用地はその管理を適切に行い、土砂量の把握に努めること。

3

資器材の規格については、実情に応じて変更すること。

(略)

第2節 水防倉庫及び水中ポンプ_____の資機材等設備状況

1

水防倉庫並びに備蓄資機材一覧

水防倉庫	浜 尾					
所 在 地	須賀川市浜尾字猫沼90					
備蓄資材・機材内訳	備 蓄 器 材			備 蓄 資 材		
	品 名	基準数量	現有数量	品 名	基準数量	現有数量
	スコップ	20丁	39丁	_____	_____	_____
	掛 矢	5丁	22丁	_____	_____	_____
	ペンチ	5丁	17丁	土のう袋	500袋	1,400袋
	斧	5丁	11丁	ビニールシート	60枚	60枚
	鋸	5丁	5丁	_____	_____	_____
	鎌	5丁	24丁	_____	_____	_____
	な た	_____	10丁	大型土のう袋	50袋	60袋
	つるはし	_____	10丁	吸水性土のう袋	_____	310袋
	唐ぐわ	_____	21丁	_____	_____	_____
	_____	_____	_____	_____	_____	_____
	シノ	_____	23丁	_____	_____	_____

修正前

1

上記のほか、水防工法上必要な資器材を若干量備蓄しておくこと。

2

低湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については、適当量の土砂を備蓄すること。_____

3

資器材の規格については、実情に応じて変更すること。

(略)

第2節 水防倉庫及び水中ポンプ格納倉庫の資機材等設備状況

1

水防倉庫並びに備蓄資機材一覧

水防倉庫	浜 尾					
所 在 地	須賀川市浜尾字猫沼90					
備蓄資材・機材内訳	備 蓄 器 材			備 蓄 資 材		
	品 名	基準数量	現有数量	品 名	基準数量	現有数量
	スコップ	20丁	39丁	杭 木	300本	250
	掛 矢	5丁	22丁	又は鉄筋杭	_____	100
	ペンチ	5丁	17丁	土のう袋	500袋	1,400丁
	斧	5丁	11丁	ビニールシート	60枚	60丁
	鋸	5丁	5丁	縄	20巻	25
	鎌	5丁	24丁	鉄線（＃10）	100kg	398
	な た	_____	10丁	大型土のう袋	50袋	60袋
	つるはし	_____	10丁	吸水性土のう袋	_____	310丁
	唐ぐわ	_____	21丁	鉄 杭	_____	30
	ワイヤカッター	_____	2	竹	_____	28
	シノ	_____	23丁	_____	_____	_____

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後

水防倉庫	堤					
所 在 地	須賀川市堤字神明前75－1					
備蓄資材・機材内訳	備 蓄 器 材			備 蓄 資 材		
	品 名	基準数量	現有数量	品 名	基準数量	現有数量
	スコップ	20丁	36丁	杭 木	300本	428本
	掛 矢	5丁	20丁	又は鉄筋杭		100本
	ペンチ	5丁	15丁	土のう袋	500袋	2138袋
	斧	5丁	6丁	ビニールシート	60枚	60枚
	鋸	5丁	5丁	縄	20巻	20巻
	鎌	5丁	25丁	鉄線（＃10）	100kg	489kg
	な た		16丁	大型土のう袋	50袋	50袋
	つるはし		5丁	かます		200袋
唐ぐわ		14丁				
シ ノ		3丁				

水防倉庫	上江持					
所 在 地	須賀川市江持字鐘突田37－8					
備蓄資材・機材内訳	備 蓄 器 材			備 蓄 資 材		
	品 名	基準数量	現有数量	品 名	基準数量	現有数量
	スコップ	20丁	48丁	杭 木	300本	270本
	掛 矢	5丁	15丁	又は鉄筋杭		95本
	ペンチ	5丁	9丁	土のう袋	500袋	3657袋
	斧	5丁	6丁	ビニールシート	60枚	60枚
	鋸	5丁	5丁	縄	20巻	20巻
	鎌	5丁	5丁	鉄線（＃10）	100kg	325kg
	な た		15丁	大型土のう袋	50袋	50袋
	つるはし		5丁	鉄 杭		15本
	唐ぐわ		11丁			
	ワイヤカッター		2丁			
	ハンマー		2丁			
シ ノ		3丁				

水防倉庫	長沼					
所 在 地	須賀川市長沼字町頭9－1					
備蓄資材・機材内訳	備 蓄 器 材			備 蓄 資 材		
	品 名	基準数量	現有数量	品 名	基準数量	現有数量

修正前

水防倉庫	堤					
所 在 地	須賀川市堤字神明前75－1					
備蓄資材・機材内訳	備 蓄 器 材			備 蓄 資 材		
	品 名	基準数量	現有数量	品 名	基準数量	現有数量
	スコップ	20丁	38	杭 木	300本	428
	掛 矢	5丁	20	又は鉄筋杭		100
	ペンチ	5丁	15	土のう袋	500袋	2,138
	斧	5丁	6	ビニールシート	60枚	60
	鋸	5丁	5	縄	20巻	20
	鎌	5丁	25	鉄線（＃10）	100kg	489
	な た		18	大型土のう袋	50袋	50袋
	つるはし		5	かます		200
唐ぐわ		14				
シ ノ		3				

水防倉庫	上江持					
所 在 地	須賀川市江持字鐘突田37－8					
備蓄資材・機材内訳	備 蓄 器 材			備 蓄 資 材		
	品 名	基準数量	現有数量	品 名	基準数量	現有数量
	スコップ	20丁	48	杭 木	300本	270
	掛 矢	5丁	15	又は鉄筋杭		95
	ペンチ	5丁	9	土のう袋	500袋	3,657
	斧	5丁	6	ビニールシート	60枚	60
	鋸	5丁	5	縄	20巻	20
	鎌	5丁	5	鉄線（＃10）	100kg	325
	な た		15	大型土のう袋	50袋	50袋
	つるはし		5	鉄 杭		15
	唐ぐわ		11			
	ワイヤカッター		2			
	ハンマー		2			
シ ノ		3				

水防倉庫	長沼					
所 在 地	須賀川市長沼字町頭9－1					
備蓄資材・機材内訳	備 蓄 器 材			備 蓄 資 材		
	品 名	基準数量	現有数量	品 名	基準数量	現有数量
	スコップ	20丁	91	杭 木	300本	150
	掛 矢	5丁	6	又は鉄筋杭		150
	ペンチ	5丁	6	土のう袋	500袋	10,750
	斧	5丁	5	ビニールシート	60枚	60
	鋸	5丁	5	縄	20巻	20
	鎌	5丁	5	鉄線（＃10）	20kg	20
	な た		5	大型土のう袋	50袋	230袋
	つるはし		5	鉄 杭		151
	唐ぐわ		6	麻ロープ		5束
	ワイヤカッター		3	トラロープ		20束
	ハンマー		2			

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後

2 水中ポンプ 及び機材一覧表

内水排除活動用資機材として、次表の資機材を整備し、円滑な活動に備えるものとする。

(1) 道路河川課管理水中ポンプ等

ポンプ番号	6号機	設置地区・樋門名	滑川・フラップゲート	排水能力	14m ³ /分
倉庫(施設)名称	西川格納庫		所在地	須賀川市西川町101	
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(移動式)	1台	立ち上がり用ホース	3本	
	運転制御盤	1台	排水ホース	3本	
	発電器	1台	投光器、工具類	1セット	

ポンプ番号	1号機	設置地区・樋門名	館取町・丸田樋門	排水能力	14m ³ /分
	2号機	設置地区・樋門名	館取町・丸田樋門	排水能力	14m ³ /分
倉庫(施設)名称	館取町内水排水ポンプ場		所在地	須賀川市館取町79	
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(固定式)	2台	立ち上がり用ホース	0本2本	
	運転制御盤	2台	排水ホース	2本	
	発電器	2台	投光器、工具類	2セット	

ポンプ番号	7号機	設置地区・樋門名	仲の町・釈迦堂樋門	排水能力	14m ³ /分
倉庫(施設)名称	古屋敷格納庫		所在地	須賀川市古屋敷87-6	
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(移動式)	1台2台	立ち上がり用ホース	3本2本	
	運転制御盤	1台2台	排水ホース	3本2本	
	発電器	1台2台	投光器、工具類	2セット	

修正前

2 水中ポンプ 格納倉庫 及び機材一覧表

内水排除活動用資機材として、次表の資機材を整備し、円滑な活動に備えるものとする。

倉庫名称	西川格納庫		所在地	須賀川市西川町101	
ポンプ番号	2号機	設置地区・樋門名	館取町・丸田樋門	排水能力	14m ³ /分
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(移動式)	1台	立ち上がり用ホース	3本	
	運転制御盤	1台	排水ホース	3本	
	発電器	1台	投光器、工具類	1セット	

倉庫名称	館取町内水排水ポンプ場		所在地	須賀川市館取町79	
ポンプ番号	5号機	設置地区・樋門名	館取町・丸田樋門	排水能力	14m ³ /分
	6号機	設置地区・樋門名	館取町・丸田樋門	排水能力	14m ³ /分
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(固定式)	2台	立ち上がり用ホース	2本	
	運転制御盤	2台	排水ホース	2本	
	発電器	2台	投光器、工具類	2セット	

倉庫名称	古屋敷格納庫		所在地	須賀川市古屋敷87-6	
ポンプ番号	7号機	設置地区・樋門名	古屋敷・須賀川樋門	排水能力	14m ³ /分
	13号機	設置地区・樋門名	古屋敷・須賀川樋門	排水能力	14m ³ /分
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(移動式)	2台	立ち上がり用ホース	2本	
	運転制御盤	2台	排水ホース	2本	
	発電器	2台	投光器、工具類	2セット	

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後

ポンプ番号	3号機	設置地区・樋門名	江持・江持第2樋管	排水能力	14m ³ /分
	4号機	設置地区・樋門名	江持・江持第2樋管	排水能力	14m ³ /分
	8号機	設置地区・樋門名	江持・江持第2樋管	排水能力	14m ³ /分
	10号機	設置地区・樋門名	江持・江持第2樋管	排水能力	14m ³ /分
倉庫（施設）名称		江持地区内水排水ポンプ場		所在地	須賀川市江持字中江持地内
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(固定式)	4台	立ち上がり用ホース	5本 4本	
	運転制御盤	4台	排水ホース	6本 4本	
	発電器	4台	投光器、工具類	4本	

ポンプ番号	9号機	設置地区・樋門名	市野関・小作田第二樋門	排水能力	4 m ³ /分
倉庫（施設）名称		一里垣防災倉庫		所在地	須賀川市一里垣19-13
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(移動式)	1台	立ち上がり用ホース	3本	
	運転制御盤	1台	排水ホース	3本	
	発電器	1台	投光器、工具類	1セット	

ポンプ番号	5号機	設置地区・樋門名	仲の町・釈迦堂樋管	排水能力	14m ³ /分
	11号機	設置地区・樋門名	仲の町・釈迦堂樋管	排水能力	14m ³ /分
倉庫（施設）名称		仲の町内水排水ポンプ場		所在地	須賀川市江持字中丸地内
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(固定式)	2台	立ち上がり用ホース	2本	
	運転制御盤	2台	排水ホース	4本 2本	
	発電器	2台	投光器、工具類	2セット	

ポンプ番号	12号機	設置地区・樋門名	牛袋町・堀底樋門	排水能力	14m ³ /分
	14号機	設置地区・樋門名	牛袋町・堀底樋門	排水能力	14m ³ /分
倉庫（施設）名称		牛袋地区内水排水ポンプ場		所在地	須賀川市牛袋町5
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(固定式)	2台	立ち上がり用ホース	6本 5本	
	運転制御盤	2台	排水ホース	6本 7本	
	発電器	2台	投光器、工具類	2セット	

修正前

倉庫名称	江持地区内水排水ポンプ場		所在地	須賀川市江持字中江持地内	
ポンプ番号	3号機	設置地区・樋門名	江持・江持第2樋管	排水能力	14m ³ /分
	4号機	設置地区・樋門名	江持・江持第2樋管	排水能力	14m ³ /分
	8号機	設置地区・樋門名	江持・江持第2樋管	排水能力	14m ³ /分
	10号機	設置地区・樋門名	江持・江持第2樋管	排水能力	14m ³ /分
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(固定式)	4台	立ち上がり用ホース	4本	
	運転制御盤	4台	排水ホース	4本	
	発電器	4台	投光器、工具類	4本	

倉庫名称	一里垣防災倉庫		所在地	須賀川市一里垣19-13	
ポンプ番号	9号機	設置地区・樋門名	館取町・丸田樋門	排水能力	8m ³ /分
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(移動式)	1台	立ち上がり用ホース	3本	
	運転制御盤	1台	排水ホース	3本	
	発電器	1台	投光器、工具類	1セット	

倉庫名称	仲の町内水排水ポンプ場		所在地	須賀川市江持字中丸地内	
ポンプ番号	1号機	設置地区・樋門名	仲の町・釈迦堂樋管	排水能力	14m ³ /分
	11号機	設置地区・樋門名	仲の町・釈迦堂樋管	排水能力	14m ³ /分
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(固定式)	2台	立ち上がり用ホース	2本	
	運転制御盤	2台	排水ホース	2本	
	発電器	2台	投光器、工具類	2セット	

倉庫名称	牛袋地区内水排水ポンプ場		所在地	須賀川市牛袋町5	
ポンプ番号	12号機	設置地区・樋門名	牛袋町・堀底樋門	排水能力	14m ³ /分
	14号機	設置地区・樋門名	牛袋町・堀底樋門	排水能力	14m ³ /分
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材		
	品名	整備数量	品名	整備数量	
	水中ポンプ(固定式)	2台	立ち上がり用ホース	5本	
	運転制御盤	2台	排水ホース	7本	
	発電器	2台	投光器、工具類	2セット	

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後						修正前																																																	
<table><tr><td>ポンプ番号</td><td>13号機</td><td>設置地区・樋門名</td><td>小作田・小作田第一樋門</td><td>排水能力</td><td>14m³/分</td></tr><tr><td>倉庫（施設）名称</td><td colspan="2">西川格納庫</td><td>所在地</td><td colspan="2">須賀川市西川町101</td></tr><tr><td rowspan="5">備蓄資材・機材内訳</td><td colspan="2">備蓄機材</td><td colspan="3">備蓄機材</td></tr><tr><td>品名</td><td>整備数量</td><td>品名</td><td colspan="2">整備数量</td></tr><tr><td>水中ポンプ（移動式）</td><td>1台</td><td>立ち上がり用ホース</td><td colspan="2">3本</td></tr><tr><td>運転制御盤</td><td>1台</td><td>排水ホース</td><td colspan="2">3本</td></tr><tr><td>発電器</td><td>1台</td><td>投光器、工具類</td><td colspan="2">1セット</td></tr></table>						ポンプ番号	13号機	設置地区・樋門名	小作田・小作田第一樋門	排水能力	14m ³ /分	倉庫（施設）名称	西川格納庫		所在地	須賀川市西川町101		備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材			品名	整備数量	品名	整備数量		水中ポンプ（移動式）	1台	立ち上がり用ホース	3本		運転制御盤	1台	排水ホース	3本		発電器	1台	投光器、工具類	1セット		(新規)											
ポンプ番号	13号機	設置地区・樋門名	小作田・小作田第一樋門	排水能力	14m ³ /分																																																		
倉庫（施設）名称	西川格納庫		所在地	須賀川市西川町101																																																			
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材																																																				
	品名	整備数量	品名	整備数量																																																			
	水中ポンプ（移動式）	1台	立ち上がり用ホース	3本																																																			
	運転制御盤	1台	排水ホース	3本																																																			
	発電器	1台	投光器、工具類	1セット																																																			
(2) 下水道施設課管理水中ポンプ等																																																							
<table><tr><td>ポンプ番号</td><td></td><td>設置地区・樋門名</td><td>西部2号雨水幹線樋門</td><td>排水能力</td><td>294m³/分</td></tr><tr><td>倉庫（施設）名称</td><td colspan="2">西部2号雨水幹線内水排水処理施設</td><td>所在地</td><td colspan="2">須賀川市館取町79</td></tr><tr><td rowspan="5">備蓄資材・機材内訳</td><td colspan="2">備蓄機材</td><td colspan="3">備蓄機材</td></tr><tr><td>品名</td><td>整備数量</td><td>品名</td><td colspan="2">整備数量</td></tr><tr><td>ゲート式水中ポンプφ1000（固定）</td><td>2台</td><td>燃料小出し槽（950L）</td><td colspan="2">1基</td></tr><tr><td>操作盤・受変電設備等</td><td>1式</td><td>地下燃料貯留槽（6000L）</td><td colspan="2">1基</td></tr><tr><td>非常用発電機</td><td>1台</td><td>ローラーゲート</td><td colspan="2">1基</td></tr><tr><td>附帯施設</td><td colspan="5">雨水貯留施設（西川中央公園） 貯留能力25,000m³（都市計画課管理）</td></tr></table>						ポンプ番号		設置地区・樋門名	西部2号雨水幹線樋門	排水能力	294m ³ /分	倉庫（施設）名称	西部2号雨水幹線内水排水処理施設		所在地	須賀川市館取町79		備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材			品名	整備数量	品名	整備数量		ゲート式水中ポンプφ1000（固定）	2台	燃料小出し槽（950L）	1基		操作盤・受変電設備等	1式	地下燃料貯留槽（6000L）	1基		非常用発電機	1台	ローラーゲート	1基		附帯施設	雨水貯留施設（西川中央公園） 貯留能力25,000m ³ （都市計画課管理）										
ポンプ番号		設置地区・樋門名	西部2号雨水幹線樋門	排水能力	294m ³ /分																																																		
倉庫（施設）名称	西部2号雨水幹線内水排水処理施設		所在地	須賀川市館取町79																																																			
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材																																																				
	品名	整備数量	品名	整備数量																																																			
	ゲート式水中ポンプφ1000（固定）	2台	燃料小出し槽（950L）	1基																																																			
	操作盤・受変電設備等	1式	地下燃料貯留槽（6000L）	1基																																																			
	非常用発電機	1台	ローラーゲート	1基																																																			
附帯施設	雨水貯留施設（西川中央公園） 貯留能力25,000m ³ （都市計画課管理）																																																						
<table><tr><td>ポンプ番号</td><td></td><td>設置地区・樋門名</td><td>須賀川（下の川）右岸</td><td>排水能力</td><td>36.84m³/分</td></tr><tr><td>倉庫（施設）名称</td><td colspan="2">古屋敷右岸内水排水処理施設</td><td>所在地</td><td colspan="2">須賀川市前川2</td></tr><tr><td rowspan="5">備蓄資材・機材内訳</td><td colspan="2">備蓄機材</td><td colspan="3">備蓄機材</td></tr><tr><td>品名</td><td>整備数量</td><td>品名</td><td colspan="2">整備数量</td></tr><tr><td>ゲート式水中ポンプφ600（固定）</td><td>2台</td><td>燃料小出し槽（950L）</td><td colspan="2">1基</td></tr><tr><td>操作盤・受変電設備等</td><td>1式</td><td>ローラーゲート</td><td colspan="2">1基</td></tr><tr><td>非常用発電機</td><td>1台</td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>						ポンプ番号		設置地区・樋門名	須賀川（下の川）右岸	排水能力	36.84m ³ /分	倉庫（施設）名称	古屋敷右岸内水排水処理施設		所在地	須賀川市前川2		備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材			品名	整備数量	品名	整備数量		ゲート式水中ポンプφ600（固定）	2台	燃料小出し槽（950L）	1基		操作盤・受変電設備等	1式	ローラーゲート	1基		非常用発電機	1台															
ポンプ番号		設置地区・樋門名	須賀川（下の川）右岸	排水能力	36.84m ³ /分																																																		
倉庫（施設）名称	古屋敷右岸内水排水処理施設		所在地	須賀川市前川2																																																			
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材																																																				
	品名	整備数量	品名	整備数量																																																			
	ゲート式水中ポンプφ600（固定）	2台	燃料小出し槽（950L）	1基																																																			
	操作盤・受変電設備等	1式	ローラーゲート	1基																																																			
	非常用発電機	1台																																																					
<table><tr><td rowspan="2">ポンプ番号</td><td>No.1</td><td>設置地区・樋門名</td><td>須賀川（下の川）左岸</td><td>排水能力</td><td>7.86m³/分</td></tr><tr><td>No.2</td><td>設置地区・樋門名</td><td>須賀川（下の川）左岸</td><td>排水能力</td><td>7.86m³/分</td></tr><tr><td>倉庫（施設）名称</td><td colspan="2">古屋敷左岸内水排水処理施設</td><td>所在地</td><td colspan="2">須賀川市北町57-1</td></tr><tr><td rowspan="5">備蓄資材・機材内訳</td><td colspan="2">備蓄機材</td><td colspan="3">備蓄機材</td></tr><tr><td>品名</td><td>整備数量</td><td>品名</td><td colspan="2">整備数量</td></tr><tr><td>水中ポンプφ300（固定）</td><td>2台</td><td>燃料小出し槽（390L）</td><td colspan="2">1基</td></tr><tr><td>操作盤・受変電設備等</td><td>1式</td><td>フラップゲート</td><td colspan="2">1基</td></tr><tr><td>非常用発電機</td><td>1台</td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>						ポンプ番号	No.1	設置地区・樋門名	須賀川（下の川）左岸	排水能力	7.86m ³ /分	No.2	設置地区・樋門名	須賀川（下の川）左岸	排水能力	7.86m ³ /分	倉庫（施設）名称	古屋敷左岸内水排水処理施設		所在地	須賀川市北町57-1		備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材			品名	整備数量	品名	整備数量		水中ポンプφ300（固定）	2台	燃料小出し槽（390L）	1基		操作盤・受変電設備等	1式	フラップゲート	1基		非常用発電機	1台										
ポンプ番号	No.1	設置地区・樋門名	須賀川（下の川）左岸	排水能力	7.86m ³ /分																																																		
	No.2	設置地区・樋門名	須賀川（下の川）左岸	排水能力	7.86m ³ /分																																																		
倉庫（施設）名称	古屋敷左岸内水排水処理施設		所在地	須賀川市北町57-1																																																			
備蓄資材・機材内訳	備蓄機材		備蓄機材																																																				
	品名	整備数量	品名	整備数量																																																			
	水中ポンプφ300（固定）	2台	燃料小出し槽（390L）	1基																																																			
	操作盤・受変電設備等	1式	フラップゲート	1基																																																			
	非常用発電機	1台																																																					

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後	修正前																				
(略) 第3節 調達可能水防資材 備蓄資材の使用または損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、<u> </u>水防資材取扱業者<u>の</u><u> </u>連絡先、調達可能資材等の確認をしておくものとする。 なお、各分団において状況の急変等により水防本部に要請する時間的余裕がないときは、各分団長は当該地域の業者等により調達するものとする。この場合はその旨を水防本部長あて報告するものとする。 (削除)	(略) 第3節 調達可能水防資材 備蓄資材の使用または損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、<u>下記の</u>水防資材取扱業者<u>と予め契約の締結又は</u>連絡先、調達可能資材等の確認をしておくものとする。 なお、各分団において状況の急変等により水防本部に要請する時間的余裕がないときは、各分団長は当該地域の業者等により調達するものとする。この場合はその旨を水防本部長あて報告するものとする。 水防資材取扱業者一覧表 1 土のう袋 <table><tr><th>業 者 名</th><th>住 所</th><th>電 話</th><th>備 考</th></tr><tr><td>端オノヤ</td><td>池下23－3</td><td>75-5185</td><td></td></tr><tr><td>八木屋金物店</td><td>中町16－7</td><td>75-2311</td><td></td></tr><tr><td>東北興業㈱</td><td>横山町63</td><td>76-3232</td><td></td></tr><tr><td>南ダイマルヤ</td><td>馬町1－1</td><td>73-2567</td><td></td></tr></table>	業 者 名	住 所	電 話	備 考	端オノヤ	池下23－3	75-5185		八木屋金物店	中町16－7	75-2311		東北興業㈱	横山町63	76-3232		南ダイマルヤ	馬町1－1	73-2567	
業 者 名	住 所	電 話	備 考																		
端オノヤ	池下23－3	75-5185																			
八木屋金物店	中町16－7	75-2311																			
東北興業㈱	横山町63	76-3232																			
南ダイマルヤ	馬町1－1	73-2567																			

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後

修正前

2 金 物 類

業 者 名	住 所	電 話	備 考
叶屋金物店	中町35	75-2175	
南八木屋金物店	中町16ー 7	75-2311	
ヨシカワ金物店	北町71	73-3023	
綿屋本店	大町257ー 2	73-3098	
善方商店	長沼字白ヶ堂 2	67-2706	

3 く い 類

業 者 名	住 所	電 話	備 考
南桑名木材	栄町114	73-2234	
保土原屋	大町106	75-4101	
保セイワ	栄町74ー 1	76-7155	
ウッドショップツタヤ	大袋町91-1	72-8067	
南小森木材	岩淵字沢池84-1	62-5424	
荒川木材工業保	長沼字桶田11	67-2125	

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後

(略)

第5節 費用負担と公用負担

(略)

修正前

4 ビニールシート・縄類

業 者 名	住 所	電 話	備 考
㈱オノヤ	池下23－ 3	75-5185	
八木屋金物店	中町16－ 7	75-2311	
夢みなみ農業協同組合 本店	大町85	72-5211	
〃 西袋支店	御町51	75-4191	
〃 須賀川東部支店	和田字谷地50	76-7111	
〃 仁井田支店	仁井田字鴻ノ目50-1	78-2324	
〃 稲田支店	岩淵字沢池66-1	62-5101	
〃 大東支店	大栗字池の久保 1	79-3111	
〃 長沼支店	志茂字六角 1－ 1	67-2151	
〃 岩瀬支店	矢沢字新田中 2	65-2101	
(有)ダイマルヤ	馬町 1－ 1	73-2567	

5 砂利・砂類

業 者 名	住 所	電 話	備 考
(有)古川砂利店	江持字中江持158-1	73-2407	
西間木建材㈱	中宿30	73-3322	

(略)

第5節 費用負担と公用負担

(略)

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後	修正前
2 公用負担（根拠法令 水防法第28条） 水防のため緊急の必要があるときは、市長、須賀川市水防（消防）団長又は須賀川地方広域消防本部消防長は、次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しなければならない。 ・ 必要な土地の一時使用 ・ 土石、竹木その他の資材の使用_____ ・ 車両、その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用 ・ 工作物その他の障害物の処分	2 公用負担（根拠法令 水防法第28条） 水防のため緊急の必要があるときは、市長、須賀川市水防（消防）団長又は須賀川地方広域消防本部消防長は、次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しなければならない。 ・ 必要な土地の一時使用 ・ 土石、竹木その他の資材の使用又は収用 ・ 車両、その他の運搬用機器_____の使用 ・ 工作物その他の障害物の処分

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後	修正前																								
(1) 公用負担権限証明書 水防法第28条により公用負担を命じる権限を行使する者は、下記証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示すべきものとする。 <table><tr><td>第 号</td><td>水防法 第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは取用し、車両____その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を____処分することができる。 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。</td></tr><tr><td>公用負担権限証明書</td><td></td></tr><tr><td>須賀川市消防団 何 某</td><td></td></tr><tr><td>上記の者〇〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任することを証明する。</td><td></td></tr><tr><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>須賀川市長 印</td><td></td></tr></table>	第 号	水防法 第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは取用し、車両____その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を____処分することができる。 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。	公用負担権限証明書		須賀川市消防団 何 某		上記の者〇〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任することを証明する。		年 月 日		須賀川市長 印		(1) 公用負担権限証明書 水防法第28条により公用負担を命じる権限を行使する者は、下記証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示すべきものとする。 <table><tr><td>第 号</td><td>水防法 第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時借用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは取用し、又は工作物その他の運搬用機器____を使用し、又は工作物その他の障害物をその他の障害物を処分することができる。 2 _____ _____ _____ _____ _____ _____ 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。</td></tr><tr><td>公用負担権限証明書</td><td></td></tr><tr><td>須賀川市消防団 何 某</td><td></td></tr><tr><td>上記の者〇〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任することを証明する。</td><td></td></tr><tr><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>須賀川市長 印</td><td></td></tr></table>	第 号	水防法 第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時借用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは取用し、又は工作物その他の運搬用機器____を使用し、又は工作物その他の障害物をその他の障害物を処分することができる。 2 _____ _____ _____ _____ _____ _____ 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。	公用負担権限証明書		須賀川市消防団 何 某		上記の者〇〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任することを証明する。		年 月 日		須賀川市長 印	
第 号	水防法 第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは取用し、車両____その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を____処分することができる。 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。																								
公用負担権限証明書																									
須賀川市消防団 何 某																									
上記の者〇〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任することを証明する。																									
年 月 日																									
須賀川市長 印																									
第 号	水防法 第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時借用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは取用し、又は工作物その他の運搬用機器____を使用し、又は工作物その他の障害物をその他の障害物を処分することができる。 2 _____ _____ _____ _____ _____ _____ 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。																								
公用負担権限証明書																									
須賀川市消防団 何 某																									
上記の者〇〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任することを証明する。																									
年 月 日																									
須賀川市長 印																									
(2) 公用負担命令票 水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として下記のような命令票を目的物の所有者又はこれらに準ずる____者に渡した後に、これを行うものとする。	(2) 公用負担命令票 水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として下記のような命令票を目的物の所有者又はこれらに準ずるべき者に渡して____、これを行うものとする。																								

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後					修正前																																																																																														
第 号 公用負担命令票 1 目的物 種類 ○ ○ ○ 数量 ○ ○ ○ 2 負担の内容 使用、収用、処分 年 月 日 ○ ○ 様 須賀川市長 事務担当 〃 印 印					第 号 公用負担命令票 1 目的物 種類 ○ ○ ○ 数量 ○ ○ ○ 2 負担の内容 使用、収容、処分 年 月 日 ○ ○ 様 須賀川市長 事務担当 者 印 印																																																																																														
第5章 水位、雨量の観測所 第1節 水位観測所 1 水防活動に必要とする量水標 (単位：m) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>河川名</th> <th>量水標の名称</th> <th>位 置</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>通報先(管理者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>阿武隈川</td> <td>須賀川水位</td> <td>江持字中丸</td> <td>3.5</td> <td>4.5</td> <td>7.1</td> <td>7.7</td> <td>福島河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>釈迦堂川</td> <td>西川水位(県)</td> <td>牛袋町</td> <td>3.2</td> <td>4</td> <td>4.9</td> <td>5.7</td> <td>須賀川土木事務所</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>滑 川</td> <td>関下水位</td> <td>仁井田字四十坦</td> <td>1.3</td> <td>1.8</td> <td>2.24</td> <td>2.76</td> <td>須賀川土木事務所</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>江 花 川</td> <td>長沼水位</td> <td>長沼字西弥吾</td> <td>1.6</td> <td>2</td> <td>—</td> <td></td> <td>須賀川土木事務所</td> </tr> </tbody> </table>					番号	河川名	量水標の名称	位 置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	通報先(管理者)	1	阿武隈川	須賀川水位	江持字中丸	3.5	4.5	7.1	7.7	福島河川国道事務所	2	釈迦堂川	西川水位(県)	牛袋町	3.2	4	4.9	5.7	須賀川土木事務所	3	滑 川	関下水位	仁井田字四十坦	1.3	1.8	2.24	2.76	須賀川土木事務所	4	江 花 川	長沼水位	長沼字西弥吾	1.6	2	—		須賀川土木事務所	第5章 水位、雨量の観測所 第1節 水位観測所 1 水防活動に必要とする量水標 (単位：m) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>河川名</th> <th>量水標の名称</th> <th>位 置</th> <th>水防団待機水位 (指定水位)</th> <th>氾濫注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>通報先(管理者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>阿武隈川</td> <td>須賀川水位</td> <td>江持字中丸</td> <td>3.5</td> <td>4.5</td> <td>7.1</td> <td>7.7</td> <td>福島河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>釈迦堂川</td> <td>西川水位(県)</td> <td>牛袋町</td> <td>3.2</td> <td>4</td> <td>4.9</td> <td>5.7</td> <td>須賀川土木事務所</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>滑 川</td> <td>関下水位</td> <td>仁井田字四十坦</td> <td>1.3</td> <td>1.8</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>須賀川土木事務所</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>江 花 川</td> <td>長沼水位</td> <td>長沼字西弥吾</td> <td>1.6</td> <td>2</td> <td>—</td> <td></td> <td>須賀川土木事務所</td> </tr> </tbody> </table>					番号	河川名	量水標の名称	位 置	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	通報先(管理者)	1	阿武隈川	須賀川水位	江持字中丸	3.5	4.5	7.1	7.7	福島河川国道事務所	2	釈迦堂川	西川水位(県)	牛袋町	3.2	4	4.9	5.7	須賀川土木事務所	3	滑 川	関下水位	仁井田字四十坦	1.3	1.8	—	—	須賀川土木事務所	4	江 花 川	長沼水位	長沼字西弥吾	1.6	2	—		須賀川土木事務所
番号	河川名	量水標の名称	位 置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	通報先(管理者)																																																																																											
1	阿武隈川	須賀川水位	江持字中丸	3.5	4.5	7.1	7.7	福島河川国道事務所																																																																																											
2	釈迦堂川	西川水位(県)	牛袋町	3.2	4	4.9	5.7	須賀川土木事務所																																																																																											
3	滑 川	関下水位	仁井田字四十坦	1.3	1.8	2.24	2.76	須賀川土木事務所																																																																																											
4	江 花 川	長沼水位	長沼字西弥吾	1.6	2	—		須賀川土木事務所																																																																																											
番号	河川名	量水標の名称	位 置	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	通報先(管理者)																																																																																											
1	阿武隈川	須賀川水位	江持字中丸	3.5	4.5	7.1	7.7	福島河川国道事務所																																																																																											
2	釈迦堂川	西川水位(県)	牛袋町	3.2	4	4.9	5.7	須賀川土木事務所																																																																																											
3	滑 川	関下水位	仁井田字四十坦	1.3	1.8	—	—	須賀川土木事務所																																																																																											
4	江 花 川	長沼水位	長沼字西弥吾	1.6	2	—		須賀川土木事務所																																																																																											

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後

2 その他の量水標

(単位：m)

番号	河川名	量水標 の名称	位 置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	通報先 (管理者)
1	釈迦堂川	西川水位 (国)	影沼町	2.7	3.1	4.5	5.4	福島河川国 道事務所
2	阿武隈川	小作田水 位	小作田字 西館	—	—	—		福島河川国 道事務所

第 2 節 雨量観測所

1 水防活動に必要とする観測所

番号	管理機関	観測所名	所 在 地	観 測 員
1	福 島 県	須賀川土木事務所 (須賀川雨量)	———大町33	須賀川土木事務所
2	福 島 県	岩瀬雨量	———柱田字中地前2	須賀川土木事務所
3	福 島 県	大栗観測所	———大栗字池ノ久保	須賀川土木事務所
4	国土交通省	長沼観測所	———長沼字殿町42	須賀川土木事務所

2 その他の観測所

番号	管理機関	観測所名	所 在 地	観 測 員
1	国土交通省	須賀川観測所	江持字中丸238-1	福島河川国道事務所
2	須賀川市	西川浄水場	大袋町213	須賀川市
3	消防本部	須賀川地方広域消 防本部	丸田町153	消防本部

(略)

修正前

2 その他の量水標

(単位：m)

番号	河川名	量水標 の名称	位 置	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位	通報先 (管理者)
1	釈迦堂川	西川水位 (国)	影沼町	2.7	3.1	4.5	5.4	福島河川国 道事務所
—	—	—	—	—	—	—		—

第 2 節 雨量観測所

1 水防活動に必要とする観測所

番号	管理機関	観測所名	所 在 地	観 測 員
1	福 島 県	須賀川土木事務所 (須賀川雨量)	須賀川市大町33	テレメーター—
2	福 島 県	岩瀬雨量	須賀川市柱田字中地前2	テレメーター—
3	福 島 県	大栗観測所	須賀川市大栗字池ノ久保	テレメーター—
4	国土交通省	長沼観測所	須賀川市長沼字殿町42	テレメーター—

2 その他の観測所

番号	管理機関	観測所名	所 在 地	観 測 員
10	須賀川市	西川浄水場	須賀川市大袋町213	上下水道部職員
11	消防本部	須賀川地方広域消防 本部	須賀川市丸田町153	消防本部職員
12	国土交通省	須賀川観測所	須賀川市江持字中丸238-1	テレメーター

(略)

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後

第6章 気象情報、水防情報の連絡

第1節 水防通信連絡

(略)

2 庁内水防用務連絡表（主管課）

部 名	連絡担当課	電話番号
企画政策部	企画政策課	88-9111
総務部	行政管理課	88-9120
	市民安全課	88-9185
財務部	財政課	88-9121
市民協働推進部	市民協働推進課	94-4431
	生涯学習スポーツ課	88-9171

修正前

第6章 気象情報、水防情報の連絡

第1節 水防通信連絡

(略)

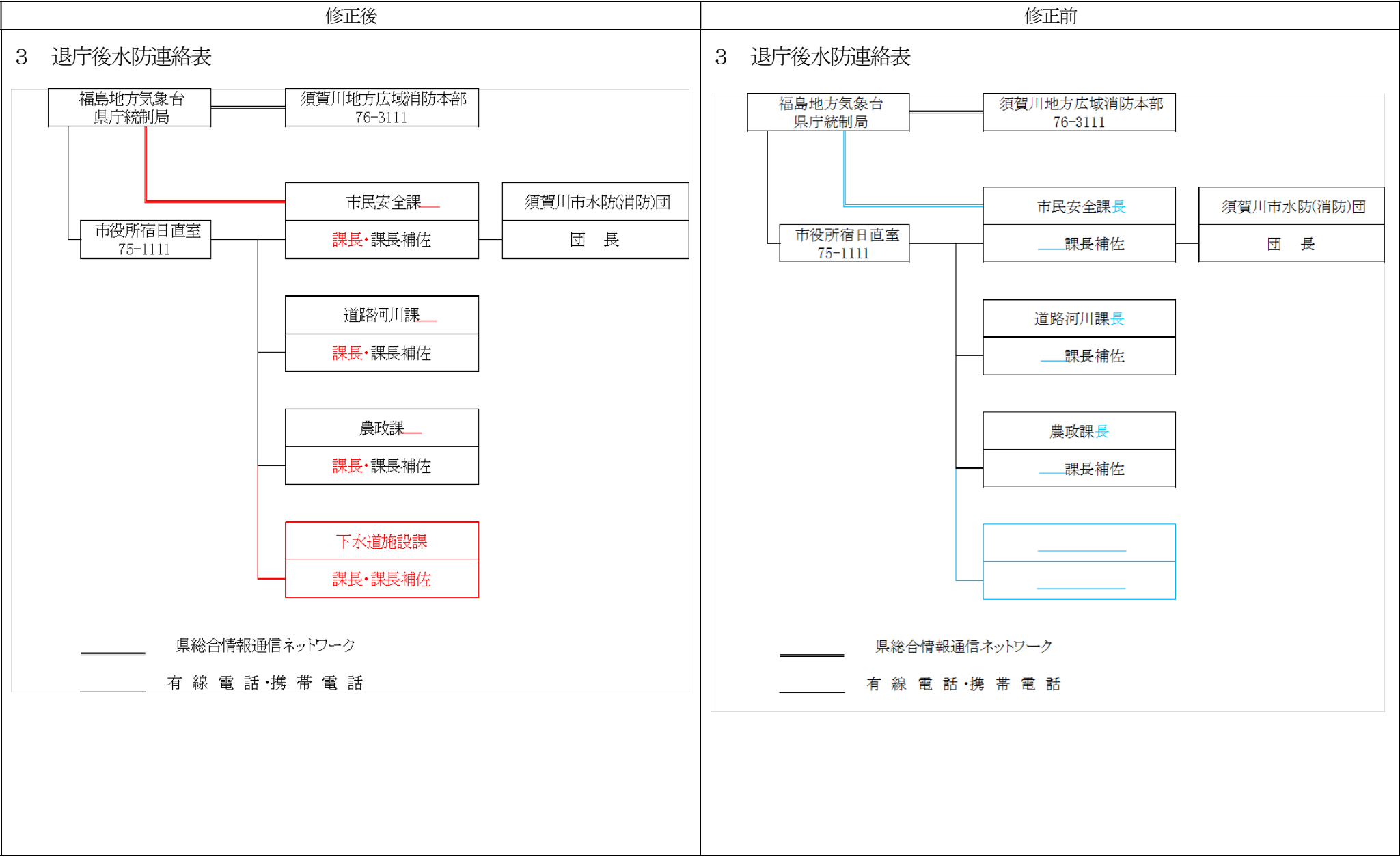
2 庁内水防用務連絡表

部 名	連絡担当課	電話番号
企画政策部	企画政策課	88-9111
総務部	行政管理課	88-9120
	市民安全課	88-9185
財務部	財政課	88-9121
文化交流部		
	生涯学習スポーツ課	88-9171

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後			修正前		
文化交流部_____	文化振興課	88-9172	市民交流センター	総務課_____	73-4407
市民福祉部	社会福祉課	88-8111	市民福祉部	社会福祉課	88-8111
経済環境部	農 政 課	88-9140	経済環境部	農 政 課	88-9140
建 設 部	道路河川課	88-9148	建 設 部	道路河川課	88-9148
上下水道部	経 営 課	63-7118	上下水道部	経 営 課	63-7111
会計部_____	会 計 課	88-9161	会計管理者	会 計 課	88-9161
教育部_____	教育総務課	88-9166	教育委員会	教育総務課	88-9166
(略)			(略)		

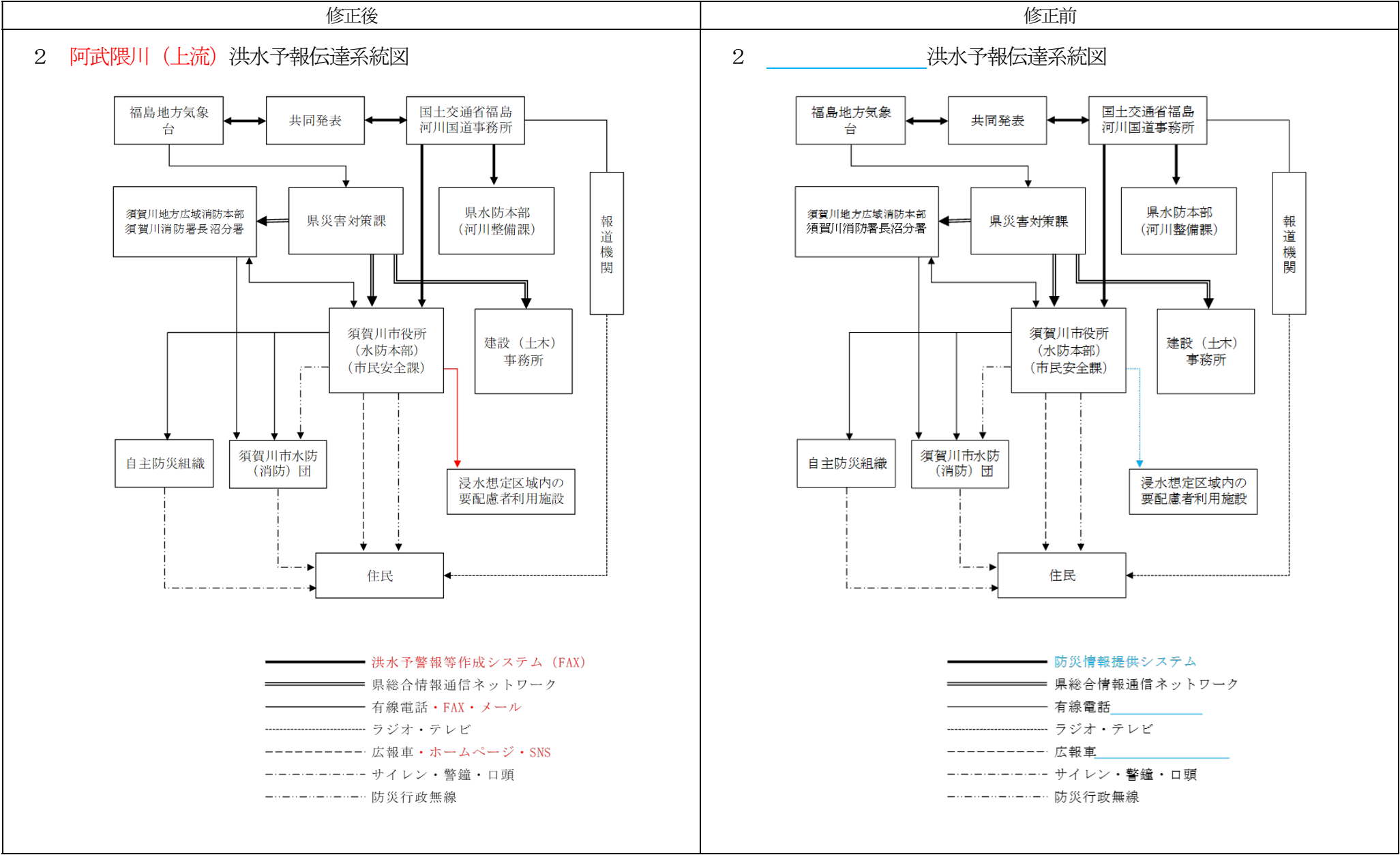
須賀川市水防計画 新旧対照表



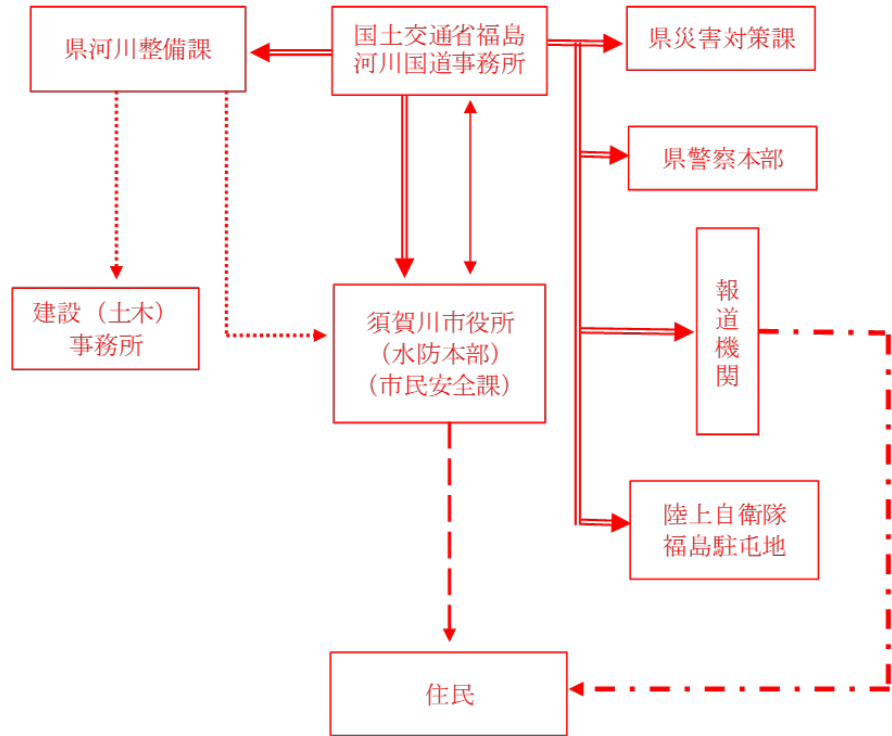
須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後	修正前
第2節 通報と伝達の系統図 1 水防用気象予警報伝達系統図 <pre>graph TD; A[福島地方気象台] --> B[県庁統制局 (勤務時間外は警備室)]; B ==> C[須賀川市役所市民安全課 (勤務時間外は宿日直室)]; B -.-> C; D[市水防本部] --- C; C --> E[行政管理課]; C --> F[農政課]; C --> G[道路河川課]; C --> H[下水道施設課];</pre> ※気象状況に応じて伝達する。 ——— 防災情報提供システム ————— 県総合情報通信ネットワーク ————— 有線電話・FAX・メール・チャットツール	第2節 通報と伝達の系統図 1 水防用気象予警報伝達系統図 <pre>graph TD; A[福島地方気象台] --> B[県庁統制局 (勤務時間外は警備室)]; B ==> C[須賀川市役所市民安全課 (勤務時間外は宿日直室)]; B -.-> C; D[市水防本部] --- C; C --> E[行政管理課]; C --> F[農政課]; C --> G[道路河川課];</pre> ※気象状況に応じて伝達する。 ——— 防災情報提供システム ————— 県総合情報通信ネットワーク ————— 有線電話

須賀川市水防計画 新旧対照表



須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後	修正前
3 釈迦堂川水位周知情報伝達系統図  —— 加入電話 福島県総合情報通信ネットワーク - - - - - 広報車・ホームページ・SNS - . - . - . - ラジオ・テレビ等 ===== 洪水予警報等作成システム (FAX)	(新規)

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後					修正前				
第 7 章 洪水予報及び水防警報					第 7 章 洪水予報及び水防警報				
第 1 節 洪水予報					第 1 節 洪水予報				
水防法第10条の第 2 項及び第11条の第 1 項の規定に基づき国土交通省福島河川国道事務所及び県が福島地方気象台と共同して洪水予報を発表する河川は次のとおりである。					水防法第10条の第 2 項及び第11条の第 1 項の規定に基づき国土交通省福島河川国道事務所及び県が福島地方気象台と共同して洪水予報を発表する河川は次のとおりである。				
1 阿武隈川上流洪水予想					1 阿武隈川上流洪水予想				
水系名	河川名	予報区間	基準地点	担当官署名	水系名	河川名	予報区間	基準地点	担当官署名
阿武隈川	阿武隈川	左岸 福島県西白河郡矢吹町中沖 727番1地先の県道橋下流端 から 右岸 福島県石川郡玉川村大字 小高字石場37番7地先の 県道橋下流端 まで 福島・宮城県境	玉城橋 須賀川 阿久津 本宮 二本松 福島 伏黒	福島河川国 道事務所 福島地方気象台	阿武隈川	阿武隈川	左岸 福島県須賀川市前田川 字二枚橋 1 1 9 番地先 から 右岸 福島県石川郡玉川村大字 竜崎字滝山 1 1 番地の 1 地先 まで 福島・宮城県境	須賀川 阿久津 本宮 二本松 福島 伏黒	福島河川国 道事務所 福島地方気象台
	釈迦堂川	左岸 福島県須賀川市 中宿96の 1 番地先 から 右岸 福島県須賀川市 古屋敷108番地先 まで 阿武隈川合流地点	須賀川	【共同発表】		釈迦堂川	左岸 福島県須賀川市 中宿96の 1 番地先 から 右岸 福島県須賀川市 古屋敷108番地先 まで 阿武隈川合流地点	須賀川	【共同発表】

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後

(略)

(2) 福島県知事指定河川

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
釈迦堂川	須賀川土木事務所	須賀川市	西川水位観測所	4.90m (T.P. 239.26m)	(左岸) 牛袋町 から 陣場町 (東北自動車道橋) (国道4号橋)
					(右岸) 影沼町 から 館取町 (東北自動車橋) (国道4号橋)
滑川	須賀川土木事務所	須賀川市	関下水位観測所	2.24m (T.P. 242.14m)	(左岸) 仁井田字僧内 から 宮の杜 (関下水位観測所) (瀬用河川農機川合流点)
					(左岸) 仁井田字四十担 から 森宿字ビワノ首 (関下水位観測所) (瀬用河川農機川合流点)

第2節 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条の規定により国土交通大臣が水防警報を行う指定河川、警報事項等は次のとおりである。

修正前

(略)

(2) 福島県知事指定河川

河川名	事務所名	市町村名	観測所名	避難判断水位	発表区間
釈迦堂川	須賀川土木事務所	須賀川市	西川水位観測所	4.90m (T.P. 239.26m)	(左岸) 牛袋町 から 陣場町 (東北自動車道橋) (国道4号橋)
					(右岸) 影沼町 から 館取町 (東北自動車橋) (国道4号橋)

第2節 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条の規定により国土交通大臣が水防警報を行う指定河川、警報事項等は次のとおりである。

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後

1 阿武隈川

(1) 水防警報を行う区域

河川名	観測所名	水防管理団体及び実施区域		水防警報発表区域
		水防管理団体	実施区域	
阿武隈川	玉城橋	鏡石町 矢吹町 玉川村	(左) 西白河郡矢吹町中沖地先 (うつくしま大橋) から 須賀川市前田川字二枚橋地先 (乙字大橋) まで (右) 石川郡玉川村大字小高石場地先 (うつくしま大橋) から 石川郡玉川村大字竜崎字滝山地先 まで	矢吹町・玉川村 うつくしま大橋 から 須賀川市乙字大橋 まで
	須賀川	玉川村 須賀川市	(左) 須賀川市前田川字二枚橋地先 (乙字大橋) まで 須賀川市滑川字十貫内地先 (右) 石川郡玉川村大字竜崎字滝山地先 (乙字大橋) まで 須賀川市江持字赤坂地先 まで	須賀川市乙字大橋 から 郡山市御代田橋 まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所 (単位：m)

河川名	観測所	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
阿武隈川	須賀川	須賀川市江持	3.5	4.5	7.1	7.7
	玉城橋	玉川村大字小高	3.6	4.8	5.2	6.1

修正前

1 阿武隈川

(1) 水防警報を行う区域

河川名	観測所名	水防管理団体及び実施区域		水防警報発表区域
		水防管理団体	実施区域	
阿武隈川				
	須賀川	玉川村 須賀川市	(左) 須賀川市前田川字二枚橋地先 (乙字大橋) まで 須賀川市滑川字十貫内地先 (右) 石川郡玉川村大字竜崎字滝山地先 (乙字大橋) まで 須賀川市江持字赤坂地先 まで	須賀川市乙字大橋 から 郡山市御代田橋 まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所 (単位：m)

河川名	観測所	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (計画水位)	氾濫危険水位 (危険水位)
阿武隈川	須賀川	須賀川市江持	3.5	4.5	7.1	7.7

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後							修正前						
(3) 水防警報発表者 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所長							(3) 水防警報発表者 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所長						
(4) 対象水位観測所の水防警報の発表時期の基準							(4) 対象水位観測所の水防警報の発表時期の基準						
河川名	観測所	待機	準備	出動	解除	その他	河川名	観測所	待機	準備	出動	解除	その他
阿武隈川	須賀川	水位3.50mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位4.00mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位4.50mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する	阿武隈川	須賀川	水位3.50mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位4.00mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位4.50mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位がはん濫注意水位を下り、水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通知する
	玉城橋	水位3.60mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位4.10mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位4.80mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する							
2 釈迦堂川							2 釈迦堂川						
(略)							(略)						
(2) 水防警報の対象となる水位観測所							(2) 水防警報の対象となる水位観測所						
(単位：m)							(単位：m)						
河川名	観測所	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	河川名	観測所	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (計画水位)	氾濫危険水位 (危険水位)
釈迦堂川	西川(国)	須賀川市江持字中丸	2.7	3.1	4.5	5.4	釈迦堂川	西川(国)	須賀川市影沼	2.7	3.1	4.5	5.4

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後

(3) 水防警報発表者 国土交通省東北地方備局福島河川国道事務所長

(4) 対象水位観測所の水防警報の発表時期の基準

河川名	観測所	待機	準備	出動	解除	その他
釈迦堂川	西川（国）	水位2.70mに達し氾濫注意水位以上になるところ	水位2.90mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水位3.10mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通報する

第3節 福島県知事が行う水防警報

1 釈迦堂川

(略)

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	計画洪水量 (m³/s)
釈迦堂川	西川水位（県）	須賀川市牛袋町	3.20m	4.00m	4.90m	5.70m	1,800

(略)

修正前

(3) 水防警報発表者 国土交通省東北地方備局福島河川国道事務所長

(4) 対象水位観測所の水防警報の発表時期の基準

河川名	観測所	待機	準備	出動	解除	その他
釈迦堂川	西川（国）	水位2.70mに達し氾濫注意水位以上になるところ	水位2.90mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水位3.10mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水位がはん濫注意水位を下り、水防作業の必要がなくなったとき	適宜洪水情報を通知する

第3節 福島県知事が行う水防警報

1 釈迦堂川

(略)

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (計画水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	
釈迦堂川	西川水位（県）	須賀川市牛袋町	3.20m	4.00m	4.90m	5.70m	

(略)

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後

2 滑川

(1) 水防警報を行う区域

河川名	区 域
滑川	左岸 須賀川市仁井田字僧内（関下水位観測所） から 須賀川市宮の杜（準用河川辰根川合流点） まで
	右岸 須賀川市仁井田字四十担（関下水位観測所） から 須賀川市森宿字ビワノ首（準用河川辰根川合流点） まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河 川 名	観 測 所	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (危険水位)	計画 洪水量 (m^3/s)
滑川	関下水位	須賀川市 仁井田字 四十担	1.30m	1.80m	2.24m	2.76m	540

(3) 水防警報発表者 福島県須賀川土木事務所長

(4) 対象水位観測所の水防警報の発表時期の基準

河川名	観測所	待 機	準 備	出 動	解 除	水 位	その他
滑川	関下水位	水位1.30 mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.30 mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.80 mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は 1 時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する

(略)

修正前

(新規)

(略)

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後					修正前				
第8章 水 防 活 動					第8章 水 防 活 動				
第1節 水 防 巡 視					第1節 水 防 巡 視				
(略)					(略)				
2 分団の水防受持区域					2 分団の水防受持区域				
担当分団	受け持ち区域	人 員	集合場所	責 任 者	担当分団	受け持ち区域	人 員	集合場所	責 任 者
第2分団	古舘、古河、栄町、中宿、崩免、境免、古屋敷、仲の町、台、中曽根、塚田、前川、北町、長禄町、丸田町、館取町、下宿前、上人坦、六郎兵衛、昭和町、弘法坦、愛宕町	24	第1班屯所	第2分団長	第2分団	古舘、古河、栄町、中宿、崩免、境免、古屋敷、仲の町、台、中曽根、塚田、前川、北町、長禄町、丸田町、館取町、下宿前、上人坦、六郎兵衛、昭和町、弘法坦、愛宕町	42	第1班屯所	第2分団長
第3分団	浜尾、和田、前田川	32	前田川班屯所	第3分団長	第3分団	浜尾、和田、前田川	71	前田川班屯所	第3分団長

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後					修正前				
第4分団	牛袋町、卸町、岡東町、陣場町、茶畑町、影沼町、堀底町、森宿、下宿町	99	西川班屯所 下宿班屯所	第4分団長	第4分団	牛袋町、卸町、岡東町、陣場町、茶畑町、影沼町、堀底町、森宿、下宿町	110	西川班屯所 下宿班屯所	第4分団長
第5分団	岩渕、稲、保土原	67	岩渕班屯所	第5分団長	第5分団	岩渕、稲、保土原	90	岩渕班屯所	第5分団長
第6分団	江持、堤	78	上江持班屯所 下江持班屯所 堤班屯所	第6分団長	第6分団	江持、堤	100	上江持班屯所 下江持班屯所 堤班屯所	第6分団長
第7分団	滑川、十貫内	76	滑川班屯所	第7分団長	第7分団	滑川、十貫内	98	滑川班屯所	第7分団長
第8分団	下小山田、小作田、市野関、日照田、田中	60	下小山田班屯所 大東コミュニティセンター 市野関班屯所	第8分団長	第8分団	下小山田、小作田、市野関、日照田、田中	98	下小山田班屯所 大東公民館 市野関班屯所	第8分団長
第10分団	矢田野	82	矢田野班屯所	第10分団長	第10分団	矢田野	118	矢田野班屯所	第10分団長
第11分団	長沼、滝の一部	55	長沼班屯所 滝班屯所	第11分団長	第11分団	長沼、滝の一部	126	長沼班屯所 滝班屯所	第11分団長
(令和6(2024)年4月1日現在)									
(略)					(略)				
第2節 出動及び水防活動					第2節 出動				

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後	修正前
(略) 第3節 水防通報 (略) 3 避難のための立退き 洪水、雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認める区域の居住者、滞在者等に対し水防法第29条の規定による避難のための立退き又はその準備を指示することができる。なお、市長が指示する場合はその旨を須賀川警察署長に通知するものとする。 (略) 第6節 水防活動の報告 1 水防（消防）団長は、水防活動終了後速やかに 水防本部長に報告しなければならない。 (略) 第9章 水 防 演 習 水防法第32条の2により、水防（消防）団等による水防訓練を行うよ	(略) 第3節 水防通報 (略) 3 避難のための立退き 市長が 氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、 必要と認める区域の住民 に対し水防法第29条の規定による 立退き又はその準備を指示することができる。なお、市長が指示する場合はその旨を須賀川警察署長に通知するものとする。 (略) 第6節 水防活動の報告 1 各分 団長は、水防活動終了後速やかに別記様式により水防本部長に報告しなければならない。 (略) 第9章 水 防 演 習 水防法第32条の2により毎年、水防（消防）団等による水防訓練を行う

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後	修正前
う努めるものとする。 (略) 第10章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 1 浸水想定区域の指定状況 国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合や雨水出水による浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。 (1) 阿武隈川上流浸水想定区域図 (平成28(2016)年6月公表：国土交通省東北整備局福島河川国道事務所) (2) 釈迦堂川浸水想定区域図 (令和元(2019)年9月公表：福島県河川港湾総室河川整備課)	____ものとする。 (略) 第10章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 1 浸水想定区域の指定状況 国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に____浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。 (1) 阿武隈川上流浸水想定区域図 (平成28(2016)年6月公表：国土交通省東北整備局福島河川国道事務所) (2) 釈迦堂川浸水想定区域図 (令和元(2019)年9月公表：福島県河川港湾総室河川整備課)

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後							修正前						
(3) 阿武隈川水系滑川浸水想定区域図 (令和4(2022)年8月公表：福島県県中建設事務所) (4) 雨水出水浸水想定区域 (令和6(2024)年5月公表：須賀川市)							_____ _____ _____ _____						
2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置							2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置						
(略)							(略)						
(3) 浸水想定区域に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地							(3) 浸水想定区域に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地						
(略)							(略)						
浸水想定区域内の要配慮者利用施設							浸水想定区域内の要配慮者利用施設						
区分	名称	所在地	電話番号 FAX番号	洪水浸水想定区域	雨水出水浸水想定区域 該当の有無	連絡担当課	区分	名称	所在地	電話番号 FAX番号	浸水想定区域	_____	連絡担当課
高齢者等 福祉施設	須賀川市老人福祉センター	茶畑町71	75・5531	釈迦堂川	—	市民安全課	高齢者 福祉施設	須賀川市老人福祉センター	茶畑町71	75・5531	釈迦堂川	_____	市民安全課
			電話と同じ							電話と同じ			
	労働福祉会館	茶畑町65	76・1991	釈迦堂川	—	市民安全課		須賀川市シルバー人材センター	茶畑町65	76・1992	釈迦堂川	_____	市民安全課
			電話と同じ							76・1993			

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後							修正前						
区分	名称	所在地	電話番号 FAX番号	洪水浸水想定区域	雨水出水浸水想定区域 該当の有無	連絡担当課	区分	名称	所在地	電話番号 FAX番号	浸水想定区域		連絡担当課
介護保険事業所							介護保険事業所	アピックスたてとりまちデイサービス	館取町158	94-7760 94-7761	釈迦堂川		市民安全課
	いにしえデイサービス	下宿町98	63-7432 63-7415	阿武隈川	○	市民安全課		いにしえデイサービス	下宿町98	63-7432 63-7415	阿武隈川		市民安全課
	グループホームいにしえ	下宿町83	63-7414 63-7415	阿武隈川	○	市民安全課		グループホームいにしえ	下宿町83	63-7414 63-7415	阿武隈川		市民安全課
	グループホームすずらん紡(つむぎ)	小作田字荒町台17	94-2930 79-2935	阿武隈川	○	市民安全課		グループホームすずらん紡(つむぎ)	小作田字荒町台17	94-2930 79-2935	阿武隈川		市民安全課
	グループホームすずらん日向	日向町17	73-3303 73-3364	釈迦堂川	○	市民安全課		グループホームすずらん日向	日向町17	73-3303 73-3364	釈迦堂川		市民安全課
	しあわせ本舗	浜尾字前田115-1	94-8130 94-8240	阿武隈川	—	市民安全課		しあわせ本舗	浜尾字前田115-1	94-8130 94-8240	阿武隈川		市民安全課
	須賀川市デイサービスセンター	茶畑町71	72-7411 72-7412	釈迦堂川	—	市民安全課		須賀川市デイサービスセンター	茶畑町71	72-7411 72-7412	釈迦堂川		市民安全課
	せいふうケアリハビリ・ホーム須賀川	館取町82-2	63-7345 63-7346	釈迦堂川	—	市民安全課		せいふうケアリハビリ・ホーム須賀川	館取町82-2	63-7345 63-7346	釈迦堂川		市民安全課
	ツクイ須賀川	塚田89	63-7709 63-7710	阿武隈川	—	市民安全課		ツクイ須賀川	塚田89	63-7709 63-7710	阿武隈川		市民安全課
	つくしデイサービス紡	小作田字荒町台17	94-2327 94-2328	阿武隈川	○	市民安全課		つくしデイサービス紡	小作田字荒町台17	94-2327 94-2328	阿武隈川		市民安全課
	ニチイケアセンター西川	新町111	63-7553 73-1017	釈迦堂川	○	市民安全課		ニチイケアセンター西川	新町111	63-7553 73-1017	釈迦堂川		市民安全課
	丸光ケアサービス須賀川支店	古屋敷135-1	63-7703 63-7707	阿武隈川	—	市民安全課		丸光ケアサービス須賀川支店	古屋敷135-1	63-7703 63-7707	阿武隈川		市民安全課
	特別養護老人ホームいわせ長寿苑	矢沢字明池158	65-2448 65-3290	滑川	—	市民安全課							
	デイサービスいわせ長寿苑	矢沢字明池158	65-2448 65-3290	滑川	—	市民安全課							

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後							修正前						
区分	名称	所在地	電話番号 FAX番号	洪水浸水想定区域	雨水出水浸水想定区域 該当の有無	連絡担当課	区分	名称	所在地	電話番号 FAX番号	浸水想定区域		連絡担当課
障がい福祉サービス事業所	障がい福祉サービス事業 カノン	前田川字宿47	73-3441 73-3604	阿武隈川	—	市民安全課	障がい福祉サービス事業所	障がい福祉サービス事業 カノン	前田川字宿47	73-3441 73-3604	阿武隈川	—	市民安全課
	ワークショップ すかがわ	長祿町77	72-7766 電話と同じ	阿武隈川	—	市民安全課		ワークショップ すかがわ	長祿町77	72-7766 電話と同じ	阿武隈川	—	市民安全課
	—	—	—	—	—	—		ワークセン ター麦	小作田字足 原内20	79-4808 79-4809	阿武隈川	—	市民安全課
	かるみあ須賀川	中宿351	94-8880 94-8881	阿武隈川	○	市民安全課		かるみあ須賀川	中宿351	94-8880 94-8881	阿武隈川	—	市民安全課
	プレッスクール西川教室	茶畑町64・1103号	94-5801 電話と同じ	釈迦堂川	—	市民安全課		—	—	—	—	—	—
	プレッスクール茶畑教室	茶畑町64・1	76-7610 電話と同じ	釈迦堂川	—	市民安全課		プレッスクール茶畑教室	茶畑町64・1	76-7610 電話と同じ	釈迦堂川	—	市民安全課
	プレッスクール丸田教室	茶畑町64・1	76-2377 76-7610	釈迦堂川	—	市民安全課		プレッスクール丸田教室	茶畑町64・1	76-2377 76-7610	釈迦堂川	—	市民安全課
	ベストキッド 須賀川校たんぼぼ	館取町82・2	94-7676 94-7678	釈迦堂川	—	市民安全課		ベストキッド 須賀川校	館取町82・2	94-7676 94-7678	釈迦堂川	—	市民安全課
	ベストキッド 須賀川校あさがお	影沼町253	94-7076 94-7075	釈迦堂川	○	市民安全課		—	—	—	—	—	—
	らぼらぼら	上人垣144	94-2709 94-2708	阿武隈川	—	市民安全課		らぼらぼら	上人垣144	94-2709 94-2708	阿武隈川	—	市民安全課
	障がい者就労施設	いわせの家	65-3870 65-3870	滑川	—	市民安全課		—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—

須賀川市水防計画 新旧対照表

修正後

区分	名称	所在地	電話番号	洪水浸水想定区域	雨水出水浸水想定区域 該当の有無	連絡担当課
			FAX番号			
グループホーム	コーポラスいちの	小作田字西館87	79・4533	阿武隈川	—	市民安全課
	79・3009					
	ホーム笹平	前川19	63・0080	阿武隈川	○	市民安全課
	電話と同じ					
保育所	第一保育所	館取町145	76・5121	釈迦堂川	○	市民安全課
			電話と同じ			
	第二保育所	塚田95	76・5122	阿武隈川	—	市民安全課
			電話と同じ			
	双葉こどもの園	新町169	76・0606	釈迦堂川	—	市民安全課
			—			
須賀川病院付属保育所	館取町108	75・2211	釈迦堂川	○	市民安全課	
		75・1896				
病院	須賀川病院	丸田町17	75・2211	釈迦堂川	○	市民安全課
			75・1896			
診療所 (有床)	須賀川セントラル眼科	岡東町101	72・1777	釈迦堂川	—	市民安全課
			72・1778			

修正前

区分	名称	所在地	電話番号	浸水想定区域		連絡担当課
			FAX番号			
グループホーム	コーポラスいちの	小作田字西館87	79・4533	阿武隈川		市民安全課
	79・3009					
	ホーム笹平	前川19	63・0080	阿武隈川		市民安全課
	電話と同じ					
保育所	第一保育所	館取町145	76・5121	釈迦堂川		市民安全課
			電話と同じ			
	第二保育所	塚田95	76・5122	阿武隈川		市民安全課
			電話と同じ			
	双葉こどもの園	新町169	76・0606	釈迦堂川		市民安全課
			—			
須賀川病院付属保育所	館取町108	75・2211	釈迦堂川		市民安全課	
		75・1896				
病院	須賀川病院	丸田町17	75・2211	釈迦堂川		市民安全課
			75・1896			
診療所 (有床)	須賀川セントラル眼科	岡東町101	72・1777	釈迦堂川		市民安全課
			72・1778			

(略)

(略)